

令和5年第1回（3月）定例町議会

（第3日 3月9日）

令和5年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月9日（木）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 令和3年度 西伊豆町立西伊豆小中一貫校（仮称）及び屋内運動場設計業務委託（債務負担）契約の解除に伴う損害賠償の額の決定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 令和4年度繰越 文教施設整備事業に伴う青地除外申請書類作成業務委託契約の解除に伴う損害賠償の額の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 令和4年度繰越 文教施設整備事業敷地造成計画基本設計業務委託契約の解除に伴う損害賠償の額の決定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 西伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 西伊豆町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 西伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 西伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第 14 | 議案第 25 号 | 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 | 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 | 令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 17 | 議案第 16 号 | 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 18 | 議案第 17 号 | 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について |
| 日程第 19 | 議案第 18 号 | 令和5年度西伊豆町一般会計予算 |

- 日程第20 議案第19号 令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算
 日程第21 議案第20号 令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第22 議案第21号 令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算
 日程第23 議案第22号 令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算
 日程第24 議案第23号 令和5年度西伊豆町水道事業会計予算
 日程第25 議案第24号 令和5年度西伊豆町温泉事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	白石洋巳君
まちづくり課長	長島司君	窓口税務課長	高橋昌子君
健康福祉課長	渡邊貴浩君	産業建設課長	久保田寿之君
防災課長	佐野浩正君	環境課長	鈴木昇生君
企業課長	村松圭吾君	教育委員会 教務局長	真野隆弘君

職務のため出席した者

議会事務局長 松 本 正 人 書 記 堤 浩 之

開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

増山議員より遅刻する旨の報告がありました。

ただいま出席している議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎地方自治法第121条により説明のために出席した者の職氏名の報告

○議長（山田厚司君） 本定例会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、配付のとおりであります。会計管理者が、本日の会議を欠席する旨の報告がありました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第1、議案第1号 令和3年度西伊豆町立西伊豆小中一貫校、（仮称）及び屋内運動場設計業務委託（債務負担）契約の解除に伴う損害賠償の額の決定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第1号は、令和3年度、西伊豆町立西伊豆小中一貫校（仮称）及び屋内運動場設計業務委託（債務負担）契約の解除に伴う損害賠償の額の決定についてでございます。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは議案第1号の提案理由についてご説明させていただきます。議案書をご覧いただきたいと思っております。

1の賠償の理由になります。本議案は文教施設整備計画の中止に伴い、令和3年6月28

日付けで締結した、令和3年度に西伊豆町立西伊豆小中一貫校、（仮称）及び屋内運動場設計業務委託（債務負担）契約について、西伊豆町業務委託契約約款第43条第1項の規定により、令和5年1月30日付けで契約解除したことに伴う損害賠償の額について、決定したいものでございます。西伊豆町業務委託契約約款第43条第2項、「発注者の認可条件に、発注者は、契約を解除したことにより、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」と規定されております。当該業務委託契約の解除は、発注者である西伊豆町の都合によるものですので、この規定にのっとりまして、相手方に生じた損害を賠償するものでございます。

2の賠償の金額は3,267万円です。

3の賠償の相手方は株式会社池田建築設計事務所三島事務所でございます。

続きまして、3月7日に配付させていただきました、議案第1号説明資料をご覧くださいと思います。1ページになります。こちらは、受注者の池田建築設計事務所から示されました損害賠償金額の内訳です。今回の損害賠償金額は、静岡県建築設計等委託料算定基準に基づき、直接人件費、諸経費及び技術料の積み上げにより、相手方から示された金額となります。なお、人工数量の根拠については、労務者がそれぞれの業務に要した時間を積み上げて計算されたものとなっております。1枚めくっていただきたいと思います。こちら2ページともう1枚めくっていただいて、3ページにかけてになります。こちら、損害賠償金額の月ごとの作業明細が記載されております。もう1枚めくっていただきたいと思います。4ページをご覧ください。こちらは、業務委託契約解除通知書の写しとなります。契約額は1億4,850万円となっております。1枚めくっていただきたいと思います。5ページをお願いします。こちらは、業務委託契約書の写しを添付させていただいております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） ただいま増山議員が到着したため、出席議員は10名となりました。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑をしてください。

質疑ありませんか。

質疑どうですか。1番松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 説明資料の2ページから後になるんですけども、今まで出てきた結果というのは、この資料については町のほうでいただけるということによろしいのでしょ

うか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） こちら2ページから3ページ、こちらの各打合せ記録等がありますが、実際に延べ22回の打合せを行ったということは確認をしております。業務内容は、相手方がやった業務内容の中身になっておりますので、実際にそういった打合せと、または、議会のほうにも出ていただいて説明をしていただいたということもございますので、そういった業務は確認をしております。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 松田議員が質問されたそういうことではなくて、これに基づいて出された資料が誰に所有権があるかということかというふうに思いますので、この業務で発生して私たちが今までにいただいた資料につきましては、町の所有ということで、今後これはですね、先川もそうなんですけどももとの契約は、旧西伊豆中の跡地に建設ということで契約を結んで、それが止まりましたんで一時とめて、次に繰越しておりますんで、そのときのものも含めて、いただいているし、資料については、今後も西伊豆町として、活用ができるという状況でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、
ほかに質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第1号 令和3年度西伊豆町立西伊豆小中一貫校、（仮称）及び屋内運動場設計業務委託（債務負担）契約の解除に伴う、損害賠償の額の決定については、原案のとおり決定す

ることに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第2 議案第2号、令和4年度繰越 文教施設整備事業に伴う青地除外申請書類作成業務委託契約の解除に伴う損害賠償の額の決定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第2号は、令和4年度繰越 文教施設整備事業に伴う青地除外申請書類作成業務委託契約の解除に伴う損害賠償の額の決定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは、議案第2号の提案理由についてご説明させていただきます。議案書をご覧ください。

1の賠償の理由ですが、本議案は文教施設整備計画の中止に伴い、令和4年12月27日付けで締結した令和4年度繰越 文教施設整備事業に伴う青地除外申請書類作成業務委託契約について、西伊豆町業務委託契約約款第43条第1項の規定により、令和5年1月30日付けで契約解除したことに伴う損害賠償の額について、決定したいものでございます。こちらにつきましても、先ほどの第1号議案と同じく当該業務委託契約の解除は、発注者である西伊豆町の都合によるものですので、西伊豆町業務委託契約約款第43条第2項の規定にのっとりまして、相手方に生じた損害を賠償するものでございます。

2の賠償の金額は、1万980円です。

3の賠償の相手方は株式会社フジヤマ沼津営業所です。

受注者から示された、損害賠償金額については、契約手続に要した費用となっております。内訳としましては、印紙代1万円、前払い保証料590円、契約保証料390円の合計で1万

980円となっております。

続きまして、3月7日に配りました、議案第2号説明資料をご覧いただきたいと思えます。1ページをお願いします。こちらは、業務委託契約解除通知書の写しとなります。契約額は880万円となっております。1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。こちらは、業務委託契約書となります。項目の5、業務委託料の支払いの前払い金額に264万円と記載されていますが、支払い予定日が、契約解除日以降でしたので、支払いをとめることが出来たため、前払金は発生しておりません。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第2号 令和4年度繰越し文教施設整備事業に伴う青地除外申請書類作成業務委託契約の解除に伴う損害賠償の額の決定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

しっかりともう一度手挙げてください。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、議案第3号 令和4年度繰越 文教施設整備事業敷地造成計画基本設計業務委託契約の解除に伴う、損害賠償の額の決定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第3号は、令和4年度繰越 文教施設整備事業敷地造成計画基本設計業務委託契約の解除に伴う損害賠償の額の決定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは、議案第3号の提案について、ご説明させていただきます。議案書をご覧ください。

1の賠償の理由ですが、本議案は文教施設整備計画の中止に伴い、令和4年12月20日付けで締結した令和4年度繰越文教施設整備事業敷地造成計画基本設計業務委託契約について、西伊豆町業務委託契約約款第43条第1項の規定により、令和5年1月30日付けで契約解除したことに伴う損害賠償の額について、決定したいものでございます。こちらにつきましても、第1号議案及び第2号議案と同じく、当該業務委託契約の解除は、発注者である西伊豆町の都合によるものですので、西伊豆町業務委託契約約款第43条第2項の規定にのっとりまして、相手方に生じた損害を賠償するものでございます。

2の賠償の金額は2万2,000円です。

3の賠償の相手方は、静岡コンサルタント株式会社です。

受注者から示された損害賠償金額については、契約手続に要した費用となっております。内訳としましては、印紙代2万円、前払い保証料1,260円、契約保証料740円の合計2万2,000円となっております。

続きまして、3月7日に配付しました議案第3号、説明資料をご覧いただきたいと思っております。1ページをご覧ください。こちらは、業務委託契約、解除通知書の写しとなっております。契約額は1,650万円です。1枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。こちらは、業務委託契約書となります。項目の5、業務委託料の支払いの前払い金額に、495

万円と記載されていますが、議案第2号と同様、支払い予定日が、契約解除日以降でしたので、支払いをとめることが出来たため、前払金は発生しておりません。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。議案第3号 令和4年度繰越 文教施設整備事業敷地造成計画基本設計業務委託契約の解除に伴う損害賠償の額の決定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第4、議案第4号西伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第4号は、西伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第4号、西伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明いたします。

2月13日開催の議会全員協議会でも説明いたしましたが、個人情報保護については、現在、各地方公共団体等都道府県や市町村等で条例を制定して運用していますが、改正により令和5年4月1日から改正法が全ての地方公共団体などに適用され全国的なルールとなります。これに伴い、各地方公共団体においては、現状の個人情報保護条例等が不要となるため廃止し、新たに法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項、料金や開示期間などを改正法の施行条例として制定するため、制定する必要があるため、今回上程をするものでございます。

ご手元に配付してあります資料で説明したほうがわかりやすいと思いますので、議案第4号説明資料の2ページ、議案第4号の1ページをご覧ください。議案第4号資料の2ページでございますが、1番上から第2条関係で、実施機関としまして、施行条例の対象する実施機関は、これまでの西伊豆町個人情報保護条例、以下が現行条例と言いますけども、おける実施機関から議会を除き財産区を加えたものとします。議会については、議会は国会や裁判所と同様に、改正法における個人情報保護制度の適用対象外とされていることから、法施行条例の実施機関から除外をいたします。議会は、個人情報保護条例の制定が必要となってきます。財産区については、財産区は特別地方公共団体として改正法における、個人情報保護制度の適用対象となっており、法施行条例の実施機関に追加をいたします。第3条第4条につきましては、現行制度と同じとなりますけども、開示期間等の期限です。個人情報の開示請求に係る決定までの期限は、現行制度と同様に通常を、開示請求日があった日から起算して15日以内とし、延長後の期限を30日以内とします。また、改正法の定めに準じて、新たに特例の期限相当の期間内を設けます。この特例の期限というのは、開示請求に係る個人情報著しく大量で事務の遂行に著しい支障が生じる場合に適用出来ます。この場合においては、延長後の期限内に処理可能な分の決定を行った上で、残りの分の相当の期間内に決定する必要があります。第5条につきましても、現行制度と同様になります。開示請求に係る手数料等で、個人情報の開示に要する費用については、現行制度と同様に手数料は無料と

し、写しの交付または開示の実施に要する費用、コピー代、コピー代が1万20円でございます。郵送代などを徴収します。第6条としまして、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料、行政機関等匿名加工情報の提供が行われる場合には、手数料を徴収することになりますが、3ページをご覧ください。3ページの1番上の表が、国の手数料の標準額となっておりますので、これと同様といたします。行政機関等、匿名加工情報とはどんなものかということで、地方公共団体等に対して、新たに行政機関等、匿名加工情報の情報提供の導入が義務づけられます。この提供制度は、民間事業者等からの提案を募集して、個人情報ファイルを、構成する保有個人情報の全部または一部を確保して、個人を識別出来ないように、また個人情報を復元出来ないように、匿名加工をして提供するものです。企業のほうはこのデータを分析して、経営全般とか、企画開発、マーケティングなどに活用するような格好になってくると思われれます。第7条の関係ですけれども、個人情報の取扱いに係る諮問実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であるときは、西伊豆町情報公開個人情報保護審査会に諮問することができることとしております。例えば法施行条例の改廃等の審議を想定をしております。第8条の関係ですけれどもこれも現行制度と同様に、個人情報保護制度の運用状況の公表に関しては、現行制度と同様に、年度ごとに実施機関における開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ公表いたします。

附則についてでございますが、議案書の3ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例の施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、令和3年法律第37号、第51条の規定の施行の日、令和5年の4月1日から施行します。あわせて西伊豆町個人情報保護条例の廃止といたしまして、西伊豆町個人情報保護条例は廃止をいたします。旧条例の廃止に伴う経過措置としまして、ここのですね、3から4ページに、かけてが旧条例の廃止に伴う罰則の関係の経過措置となっております。経過措置としまして、4月の1日以降で3月31日以前の事案が発覚し、司法の場で、有罪が確定した場合の罰則となります。また、4月1日以降に発覚した事案に関しては、有罪が確定した場合は、個人情報の保護に関する法律によります。以上簡単ですが、議案第4号の説明といたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議案の1ページ、お願いします。これに西伊豆町個人情報の保護に関する法律、施行条例ということで、第2条なんですけど、この条例において実施機関とは、町長、教育委員会選挙管理委員会と、いうところ、財産区まであるんですけど、実施機関として、機関が町長っていうのはおかしいと思うんですけど、ここは、西伊豆町じゃあないんでしょうか。その辺、文句のあるいは、どうなんでしょう。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これにつきましては、各々の町長とか教育委員会とかその独立した部局になってきますので、西伊豆町ではなくてこういうふうに、町長教育委員会選挙管理委員会とか、監査委員、農業委員会っていうふうに、各々のものになってきます。それで今回特別地方公共団体として財産区が含まれるっていう格好になってくるものでございます。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） いや、私の言ってるのはこの条例においての実施期間って言うんですけど、町長以外はみんな教育委員会、選挙管理委員会、監査委員って言うけど監査委員は、1名じゃないわけですよ。農業委員会及び固定資産評価委員会並びに財産区と、全部を町長以外は個人じゃなくてその機関というふうに集合体である。だから実施機関ならに、期間として言うならば町長じゃなくて、西伊豆町、個人情報の保護に関する法律に、西伊豆の個人情報の保護に関する法律なんで、ここは、町長じゃなくて西伊豆町のほうが、この実施機関という機関という文言を使うならば、西伊豆町のほうが私はいいと思うんですけども、その辺の検討はなされたんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この法律施行条例につきましては、国が定めておられる、個人情報の保護に関する法律を施行するための条例でございます。現行の条例の実施機関のところも、町長というふうに書かれています。この内容につきましては、私たち西伊豆町独自に行っているものではございません。1,700余ある地方自治体全てが同じこれは、市の場合は市長になるんだろうというふうに思いますけども、同じもので発行されておりますので、この文言につきまして、疑義があるということであるならば、私たちのほうから、どういうことで、ここが町長なのかということは、国のほうに見解を伺わなければ、お答えをすることは出来ません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやさ、町長、まさにそのことなんですよ。だからね、ここを個人で、個人名でなく、個人名でなってるからじゃあ何で個人名だけでなってるんだってそういう説明が欲しいわけですよ。堤さん。納得、それを聞かなければならないで終わらしてまずいんじゃない。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど町長がおっしゃいましたように今回の個人情報保護に関するものは、国のほうの総務省自治行政局及び個人情報保護委員会事務局から、全国の県や市区町村が制定する法律施行条例のひな形としまして、個人情報保護法の施行に係る関係上関係条例の条文イメージというのが提供があります。これをもとにして町のほうは作成しておりますので、なんで町長が言って言われますけども、そこは国から出てきているものを参考にして作成しております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第4号西伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第5 議案第5号、西伊豆町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第5号は、西伊豆町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第5号 西伊豆町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について説明いたします。

1月24日開催の議会全員協議会でも説明をいたしました。地方公共団体は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、平成14年法律第48号の規定に基づき、条例で定めるところにより、任期付職員の採用を行うことが出来ます。町では、令和5年4月1日から任期つき職員、地域防災マネージャー1名を2年間の期限で採用する予定ですが、現在のところ、一般職の任期付職員の採用に関する条例がないため、今回制定をしたいものでございます。

議案書の1ページをお開きください。まず、第2条第1項では、特定任期付職員を採用できる業務の要件として、高度の専門的知識、経験等を有する者を、一定の期間を活用することが、特に必要とされる業務に従事させる場合、選考により任期を定めて採用することができることとします。第2項では、一般付任期職員一般任期付職員を採用できる業務の要件として、専門的な知識経験を有する者を、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の1号から4号のいずれかに該当する場合、期間を限って業務に従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要な場合は、選考により任期を定めて採用することができることとします。今回の地域防災マネージャーの採用に当たっては、1号の当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が、必要とされる業務に従事させることが、適任と認められる職員を課内に確保するこ

とが一定の期間困難である場合に該当します。第3条第1項では、業務量との関連による任期付職員の採用できるよう、業務の要件として、2ページをお願いします。次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合は、任期を定めて、採用することができることとします。第2項では、前項各号に掲げる業務以外の業務に期間を限って従事されることが公務の能率的運営を確保するために、必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができることとします。第4条では、任期付短時間勤務職員を採用する採用できる勤務の要件として、第1項では、前条第1項各号に掲げる業務として、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または、一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務、第2項では、住民に直接提供するサービス提供の体制の充実、第3項では部分休業及び介護休暇を取得する職員の業務の代替が規定されています。第5条では、任期の特例として、業務量との関連により、採用する職員または短時間勤務職員の任期は、3年を超えない範囲内で任命権者が定めますが、一定の期間内に終了することが見込まれる業務の終了時期が、当初の見込みを超えて、さらに一定の期間、延期された場合、その他やむを得ない事情により、任期を延長することが必要な場合は、当初採用した趣旨、勤務内容条件に反しない場合とします。第6条では、任期の更新として職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならないとしています。

3ページをお願いします。附則としまして、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第3項の規定、一般任期付職員の号給の決定の特例は公布の日から施行します。以下につきましては、西伊豆町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正で、今までの任期付短時間勤務職員とかその部分がなかったものでその部分を入れ込んで一部改正等を行っております。ちなみにですね、令和3年の4月1日現在で、任期付職員は全国で1万6,334名、うち、危機管理関係の防災関係が340名、全国には、任期つき職員として活躍をしておられます。以上簡単ですけども説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 1ページをお願いいたします。今回ですねその該当する要件

(1)の今説明の中で、当面ですね、自前の専門家が確保出来ない一定の期間に採用するってことだったんですけども、ということは、将来にわたり、この、その防災的なです

ね、専門官を今後採用育成していく予定が町としてはあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 将来的にはまだわかりませんが取りあえずは、この方の2年という格好で任期職員を採用することでは、行いたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 浅賀議員のおっしゃってるのは防災監を後任というかですね、育てていくためにということでおっしゃられてるのかなというふうに思います。今防災監は、防災課長が兼務をしてるんですね。そういったこともありますので、当然、人事異動によって変わりますが、この方が来られたときに、いろいろ今ある計画の見直しを行っていただくとともに、幹部職員につきましては、いつ自分が防災課になったとしても、こういう心構えであるとか、こういうふうに対応したほうがいいというようなことについては、逐次、そういった講習などもしていただければ、よろしいのかなというふうに思いますし、そういったことをすることによって、防災監の育成にはつながるかなというふうに思います。ただ、今後、防災監専用の人を雇うかということになりますと、それはなかなか難しいと思いますので、この方、今のところ2年でお願いはしておりますけれども、後任が必要であれば、またそういった関係機関と相談をしながら、西伊豆町にとってその防災、またそういった対応の強化ができる体制はとっていきたいというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 防災マネージャー以外にですねこういう部署についていうようなお考えは、町長も持っておられるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今現在はございません。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今現在は無いということなんですけども、将来的にわたってですねトランスフォーマーとかいろいろなデジタル系のあれが出てくると思うんですが、そういうものは全然考えていないということですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 全く考えていないわけではございませんけれども今これですという

ようなことを申し上げる段にはございません。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 職員がですね西伊豆町の職員を、行政経験あるわけですので、この、法律、条例で雇う、そういうようなことは発生する可能性はありますか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それはないです。この任期付職員につきましてはその道のどちらかというとそのプロフェッショナルの方を雇用するような感じで、職員の例えばその退職した人とか、そういうのはまた再雇用という格好で雇うような格好になりますもんで、また別物になってくると思います。

○議長（山田厚司君） はい、ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治。

○6番（高橋敬治君） 浅賀議員の質問に関連するんですけども、第2条の（1）で今回採用するってことですけども、第3条のね、そこの（1）、（2）でいきますと、先ほど総務課長が期間が2年、というふうに言ったと思うんですけども、2年ってことは一定の期間内に終了すると。それがですね、そういう解釈もできるわけですけども、そうすると、この（1）のですね、当該専門的な学識経験を有する職員の育成に相当の期間、これが2年、という解釈になっていくわけですけども、そういう解釈ってのはあってますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今現在お願いしようとする方については今2年で想定をしております。今後その2年で足りず、また違う方をとということになればまた違う方を、こういった形で雇うということにはなろうかというふうに思いますが、先ほど総務課長が言ったのは、今雇うとしている方が、あくまでも2年ですということでご理解をいただければと思います。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治。

○6番（高橋敬治君） ということは第2条の（1）、当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間をするっていう、例えばこれで十分、あるいはこれで何とか賄えるという判断をどこかでしてくっていうことですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今現在ではいろいろある計画の見直しなどそういったものを重点的に行っていきたいというふうに考えておりますが、先ほど浅賀議員が質問をされたように、それ以上に、防災監の育成などということをしたほうが良いという判断をしたときには、この

2年が終わった後に、別の方をお願いするのか、またこの方が大変有能で残っていただきたいということで、もう1回お願いするのはわかりませんが、今現在の任期としては2年でお願いはしたいんですけども、その後については、その2年を経過する頃にもう一度検討した上で、議会のほうには説明をさせていただければというふうに思います。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

3番仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 2点伺いたいことがございます。例えば今の職員の中で、専門的な高度の専門的な知識経験を持っている職員が産休など、何らかの状態でお休みをとるときに、その方に該当するような専門的な知識を有する者を雇うというようなことも、ここに該当してくるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） その専門的な知識っていうのが、どこの部分をちょっとおっしゃるのかわかりませんが、ここでいうまずその任期付職員の専門的な知識っていうのは、先ほども言いましたその、例えば防災とかいろいろな、医療の関係とか、そういう部分の専門的な知識というふうに解釈をしておりますので、あとはだからその、年度任用職員とかですけれどもいろいろ年度任用職員の方とか、いろいろいますのでそこら辺はうまく使い分けながら、やってくような格好にはなってくると思います。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 例えば栄養士さんとか、それから資格保有者というのは、どちらの扱いになるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 栄養士さんあたりは、年度任用職員のような格好になってくると思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

3番仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） その辺で区別が余りよくわからないとですが、それは今まで栄養士さん、多分、お雇いするときには、そういう、会計任用職員さんとしてお雇いになったという慣例からだと思うのですが、今これ読むと、実に高度の専門的な知識及びっていうか資格を持っているということになります。そこはどうなんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、西伊豆町役場において、資格保有ということになりますと、保育士さん、栄養士さん、あと保健師さんいらっしゃいますけれども、皆さん一般行政職ということで、試験を通過して、普通に一般として採用しておりますので、今、普通に採用している方がいらっしゃるにもかかわらず、ある一部だけ、この形で採用するということはなかなか難しいと思いますので、足りない人員につきましては、募集をかけて、一般採用という形でお願いをしたいというふうに思います。ただ資格を持ったということで、今回私たちは、防災アドバイザーという形をとりますけれども、多分ほかの市町さんで、1番、利用されているのは、弁護士資格の方を、こういった形で雇われて、条例改正であったりとか、いろいろな諸案件があったときに、法律アドバイザーとしていただくとか、そういったものが多分1番多いのではなかろうかというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 全国的に見ますと、例えばそのIT関係とか、国際関係、今町長がおっしゃいました法務訴訟関係とか危機管理関係とか、医療福祉とか、いろいろ多岐にわたっています。その後、市町の、どこにっていう部分がいろいろあると思うんですけども、そんな感じになっております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

一度、もう3回来ましたのでほか、

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

3番、仲田慶枝君

○3番（仲田慶枝君） もう1点伺いたかったことは、これは年度内の雇用年度内任期終了というのはあるんですか、年度で区切るか、1年2年という単位でお雇いなんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 一応3年以内とかですね、職種によっては、5年以内とか、単年度ではなくて、2年契約とか3年契約とかそういう格好になってきます。

○議長（山田厚司君） 仲田慶枝君

○3番（仲田慶枝君） 年単位ということですね、何か月という単位というのはないということでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それは先ほど説明しましたその、短時間の職員と思いますので例えばその業務量の関係で、何月から何月までがすごく忙しいものでっていうので特別な業務の

中でそういう専門的な職種の人を雇うこともあるみたいです。1年ではなくて何か月という単位もあります。

○議長(山田厚司君) 3番、仲田慶枝

○3番(仲田慶枝君) ということはこの条例の中で、別にね、年単位ということは限っているわけではないということで解釈でよろしいですか。

○議長(山田厚司君) 総務課長。

○総務課長(白石洋巳君) はい、そのとおりです。

○議長(山田厚司君) よろしいですね。

ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番(高橋敬治君) なんかさっきからの質疑を聞いてるとねちょっと疑問に思うんですけども、会計年度任用職員と、それこの期間つきのね、区別が非常にやっぱり曖昧であるってことが一つと、もう一つさっきの総務課長の答弁の中でね、これ2ページの(2)に、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれるって書いてあるんですよ。だから、期限はもちろんつけるんだけど、この文言読む限りね、これ3か月とか1か月とか、もう仕事だけとか、こういう可能性があるわけじゃないですか。さっきの答弁だとそ、そういう可能性には触れてなかったような気がするんですけどね。その辺どうですか。

○議長(山田厚司君) 総務課長。

○総務課長(白石洋巳君) さっき説明しましたときに、任期付職員の短時間勤務職員としまして、その業務量について、何か月とかでもそう。業務量が著しく多いときとか、一定の期間に限り採用することができるっていう格好ではうたってはおります。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野淨晋君) 高橋議員がおっしゃってるのは、会計年度さんだって短期間でやっとなるんだから、これもある意味それでいいんじゃないかというようなこともあろうかというふうには思うんですけども、あくまでも私たちはこの条例を制定して雇う方につきましては、専門的な知識がある方、また、いろいろそういったものに精通をした方というジャンルづけでやっております。先ほど課長のほうから産休であったり、一時的にかけるという部分については、多分、お医者さんとか、そういったところが該当してくるのかなというふうに思うわけです。そうするとそれは誰でもいいわけではないので、こういった形で雇う、うちの町には病院ございませんけども、市営病院をお持ちのところとか、そういう形については、専

門的知識で、会計年度任用職員という枠では、雇うことが出来ない異業種の方たちは、短期の勤務で、こういった形でお雇いになられる。そういったものに対応するために、使われているのではなからうか。あくまでもこれは私の推測ではございますけども、そういった専門的知識をお持ちの方の、短期間の雇いというものをカバーされるというものではなからうかというふうに思います。

○議長(山田厚司君) 6番、高橋敬治君

○6番(高橋敬治君) ということであればね、やっぱり今回の条例に該当するその職種だとか、そういうものを明らかにしておいてもらわないと、会計年度任用職員でいいのか、あるいはこういう高度な専門的な知識を持った人でないともまずいいのか。ということですね。それから非常勤の場合の扱いで、医師だとかそういうのってのは雇えるわけですよ。ですからそれとの区別だとか、その辺をはっきりしないと、ただここに、今回の流れからすれば、そういう該当の人がいるんで、こういうものを入れたいということで条例をつくったというようにね、ふうに、あながち取られかねないような、流れになってるっていうことを指摘しておきたいと思います。

○議長(山田厚司君) ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番(芹澤孝君) 3ページのところにね、7条として、条文の条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めるってあるわけですね。ここをちょっと、条例見てるとね。手当に関することは全然出てない。だよ、ね、手当。ここに町長が別に定めるってことで項で定めるってことで、ここ、今後、何か要綱か何かで定めてるってことでいいのかな。

○議長(山田厚司君) 総務課長。

○総務課長(白石洋巳君) この条例のですね、情報ってのは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律ってのがあります。これにそこら辺の任期付職員は、手当をこういうものを入れるとかありますので、それに沿って、手当等は見るとな格好になってきます。芹澤議員がさっきおっしゃいましたこの条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるってのはやってく中で、何かこう、不明な点とかここどうするのっていうのが出てきた時にまた別に定めますけども、特に今現在何を定めるってことはありません。

○議長(山田厚司君) よろしいですか。

芹澤議員よろしいですか。

はい、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第5号 西伊豆町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時35分

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第6、議案第6号 西伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第6号は、西伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） それでは議案第6号 西伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について説明いたします。

当町の中小企業、小規模企業は、地域経済や雇用を支える担い手として大変重要な役割を果たしております。しかし、人口減少、高齢化などによる、経済社会、環境の変化に直面しており、事業所数の減少、売上の低迷、価格競争の激化、人材確保難など大変多くの課題を抱えております。このような中で中小企業、小規模企業の発展を促進していくためには、中小企業、小規模企業自身が、計画的かつ主体的に経営の向上に努めることはもとより、地域化し地域社会全体で、中小企業、小規模企業が地域の発展のために不可欠である。ということを理解し、支援していくことが必要であります。この条例は、こうした状況を鑑み、中小企業、小規模企業の振興を総合的に推進するため制定をしたいものでございます。なお、この条例につきましては、全国商工会連合会から、地域の商工会を通じまして、各自治体での条例制定を推奨しているものでございます。県内各自治体において、条例の制定が進んでおります。

それでは、議案のほうの説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。西伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例、第1条は目的を定めております。本条例は、関係機関の役割等を明確にするとともに、施策を総合的に、かつ、計画的に推進することにより、中小企業等の成長及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図ることで、町民の福祉の向上に寄与することを目的としております。続いて第2条でございますが、この条例に使用する用語の意味を定めております。第1号から第5号までの中小企業と中小企業者との違いは、中小企業は中小の企業を包括的、総称的に指す場合に用いまして、中小企業者は、個別具体の会社や個人を指す場合に用います。続いて第3条では、中小企業等の振興に係る基本理念について規定をしております。2ページをお開きください。第4項に規定いたしました、町、国、県、中小企業者等、中小企業等支援機関、金融機関及び町民、それぞれの責務や役割等につきましては、第4条以下で規定をしております。第4条は町の責務についてであります。町は、第3条に規定する基本理念にのっとり、中小企業等の振興のための施策を総合的に策定し、実施することを責務としております。次に、第5条ですが中小企業等が経済的社会的環境の変化に対応するには、自助努力が必要になりますのでそれについて

定めております。次に、第6条では、中小企業等支援機関の責務、第7条では金融機関の役割について定めております。中小企業等支援機関は、町が行う中小企業等の振興のための施策への協力や、中小企業等に対する、様々な支援を実施すること。また、金融機関は、中小企業等の資金調達の円滑化に係る支援、そのほか、経営の向上のための支援を実施することを定めております。次に第8条ですが町民の協力について定めております。中小企業等の振興が町民生活の向上や地域経済の発展にとって、重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力することを求めています。次の第9条です。3ページをご覧ください。第9条は町が中小企業等の振興を新推進するための基本施策を9項目にわたって定めております。続きまして第10条は中小企業等の振興に関して協議する会議の設定について規定しております。最後になりますけれどもこの条例は令和5年4月1日から施行するものいたします。以上簡単ですが説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） お願いします。まず、1ページ目の第3条3項のところに中小企業等の振興は、中小企業等の成長発展のため支援のみならず経営資源の確保が特に困難な小規模多企業者に配慮し、小規模事業者の事業の持続的な発展のために、支援の需要を踏まえてという等々を書いてありますが、基本条例の中で、特に、困難な小規模企業者に配慮しという言葉があるんですが、この辺は、どこまでの弱者っていうか、その規模的なものなのか、それから特に困難な小規模っていう、そのランクが、先ほど中小企業とその違いがあるということなんですが、その辺、この第3条の考え方っていうか、西伊豆町の中小企業小規模に対する対応はどうお考えなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 特に困難な小規模企業者に配慮しという言葉は、どういう範囲かということでございますけれども、規定というのは特に、この中では設けていないのですが、例えば、今回の新型コロナウイルスの影響によります。経営困難な企業等が大変多く出てまいりました。それら辺りをですね、支援するため、特に経営が厳しいところに関しましては、商工会等と連携を図りながら、町の施策として推進していくというような形で対応してございますので、そういう場合にですね、対象になると、というようなことで考えてい

ただければというふうに思います。

○議長(山田厚司君) 4番、堤豊君。

○4番(堤 豊君) もう1点2点お願いします。第7条、2ページですね、第7条に金融機関は中小企業等の資金、調達円滑化案に関する支援、そのほか経営の向上のために支援を行うように努めるとあるんですが、ここで言う西伊豆町が金融機関はということ、金融機関は、いろんな銀行でも信用金庫さんとかいろいろ出てきてそれを町のほうが、金融機関はこうしてるべきであるということ、議論していいんですか、これはやっぱり銀行の判断で、やばいところには融資が出来ないとかそういういろんな考え方があるわけですから金融機関を、西伊豆町の考え方の支援をという考え方があるんでしょうけど、それを金融機関と連携をするというそういう意味ですかそれとも、その金融機関のことをここで、向上のために支援を行うようにということですが銀行はそういうものを、受け入れるんでしょうかね。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島 司君) この第7条につきましてはあくまでも努力規定ということで、努めるものというふうな形で規定をしております。これを条例を制定したからか、必ずその支援を行わなければならないということではなくてあくまでも堤さんが言われるように金融機関のあくまでも考え方があり、あるんですけども、極力、この条例に基づいて、協力をしてくださいというのを町は、お願いをしていくという努力規定になっております。

○議長(山田厚司君) よろしいですか。

4番堤豊君。

○4番(堤 豊君) 今回のこの条例というのは、非常にこの支援ということの、商工業者、そういう、ほかの事業者の方にも、そういう支援体制というものがこの裏には隠されているんじゃないかと思うんですが是非、西伊豆町の中小企業及び規模の基本条例の制定ということでやるわけですから、それに支援ができる体制をしっかりとっていきべきだと思います。それと最後に一つ、先ほど言ったその中小企業商工会に聞いたほうがいけど中小企業と小規模企業者のランクづけというのは町はどう見てるんですか。一定の規模、小規模、その辺のところを教えてください。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島 司君) 中小企業と小規模企業者の差はってということですがけれども、第2条の定義の中に1号に中小企業者第2号に小規模企業者とあります。こちらの区分については中小企業基本法第2条に規定されているものでございまして、例えば、製造業、

建設業、運輸業その他業種、卸売業サービス業小売業がですね、資本金の額とか出資の総額、または常時雇用する従業員の数、それによって区分をされています。

○議長(山田厚司君) よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありますか。

1 番松田貴宏君。

○1 番(松田貴宏君) 11ページの第2条の(6)金融機関なんですけれども、町内に事務所を有するものと限定した理由を教えてください。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島 司君) 冒頭申し上げましたとおり、この条例につきましてはですね、全国商工会連合会のほうから地域商工会を通じまして、各自治体に条例制定を推奨されているものでございます。このことからですね、当町におきましても、ほかの自治体ですね、条例を参考にさせていただくということで調べてたんですけれども、議員がおっしゃるように、ほとんど見る限りですね、今の町がこの町内に事務所を有するというような形で規定をしております。ただ当町につきましては、金融機関といいますと三信さんがありますけれども、実際には松崎町にある金融機関さんとか、そういうところと取引している中小企業もございますので、この表記の仕方をちょっと、町としても疑問に思いまして、商工会連合会のほうに確認をいたしました。商工会連合会のほうからは、まず、金融庁のほうからですね、全国の金融機関に対しまして、事業所支援を行うというような働きかけをしておりますので、町外の金融機関が町内の顧客でもですね支援を拒むことはまずないというのが1点と、あと、町の条例でございますので、町内に事業所を有する者という規定でよいという回答をいただきましたので、このような形で表記をさせているということでございます。

○議長(山田厚司君) よろしいですか。

1 番松田貴宏君。

○1 番(松田貴宏君) 金融機関、銀行が町の中になく、町村というのが、なかなか見つけるのが難しかったんですけれども、それでなおかつこの先にもう、こういう条例つくったよというところを確認したところ、一つはもう金融機関の定義自体は言葉の中に入れてなくて、もう一つは金融機関にやっぱ町内事務所を有する者っていう限定を加えてなかったりして、金融庁もそれでいいよと言ってるとは言っても、そもそも、金融庁がそう言ってるんだからって言うんなら、条例自体そんなに必要なくなっちゃうんじゃないかなとかそういうのを考えますと、ここもちょっと考えてもらったらよかったのかなあとと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい松田議員のおっしゃることもそのとおりだと思うんですけども、この条例を作ることによって、町としては、こういう態度で中小企業なり、そういった商工会などに加盟してる方たちを下支えしますよということをですね、あらわすために条例が必要だというふうに考えております。金融機関さん、特に今までは静銀さんなども田子に支店があったりとかしましたけども、今引上げられて、松崎残っているという状況でございますけども、静銀さんもスルガ銀行さんも、町長室のほうに年に一、二回は面会にお越しになりますし、また、たまたま私この前松崎支店のところに行きましたら、支店長さんに声をかけていただいて、いろいろ今の西伊豆町の現状などもお話をすることもあります。そのときには、しっかり、事業所さんの支援をしてくださいというようなお願いもしておりますので、ここに、町内の事務所というふうには書いてありますけども、町外の手続き所であっても、やはり西伊豆町の業者さんがお世話になってるところについては、お願いをしているというのが現状でございますので、ここに書いてないから全くやってないということではなくて、あくまでも西伊豆町なので、町外のことまでは、手を伸ばすような書き方はしていないということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。はい。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今のことに関連しております。2ページの、6条7条8条のあたりでございます。6条は理解が出来ます。もともとが商工会の方々からのというお話なので理解が出来ますが、7条の金融機関の役割のところとそして、1番クエスチョンなら町民の協力、この辺のところでございますが、法的拘束力といいますか効果といいますかそのようなものはどんなだろうということがちょっと疑問に思います町民の協力っていいますと、町内で使えるサンセットコイン使えばいいのかなとかそのくらいのことでございましょうか、その辺どんなイメージでいるのか、伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町民の協力というと、願わくば、ネットで購入をされるのではなく、なるべく町内の店舗を使っただきたいというのが、やっぱり町民の協力になるのかなというふうに思っております。そういうことも含めて、町内の事業所さんで使えるサンセットコインの10%還元、また、来年度、今、議会のほうに予算を上程しておりますけれど

も、これが可決されますと、来年は5%の還元をしたい。これも、町外でお買物をするよりは、なるべく町内でやってほしいというようなことも含めておりますので、ぜひとも町民の皆様にも、このことをですね、ご理解をいただいて、ご協力をしてほしいというのがこの中に含まれているというふうに考えていただければというふうに思います。

○議長(山田厚司君) 3番、仲田慶枝君。

○3番(仲田慶枝君) はい。でいきますとやはり先ほど松田議員のときのお答えとほぼにかよいますが、この条例を制定するということは、町内の中小企業さんへの応援するよというメッセージというふうに捉えておいてよろしいでしょうか。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野淨晋君) はいそのとおりでございます。

○議長(山田厚司君) よろしいですか。はい、

ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番(堤和夫君) 1ページで第2条ですね、1項の中小企業を基本法で定める、中小企業者それから2項で中小企業法第2項の二条の5項で定め規定する、小規模企業者、これは、町内にはどれくらいの数があるのでしょうか。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島司君) すいません町内企業の数は今把握しておりませんので、後ほど報告させていただくということでよろしいでしょうか。

○議長(山田厚司君) 9番、堤和夫君。

○9番(堤和夫君) それは後でっていうことで、1ページの第2条の6項、松田議員からも質問がありましたけども、これでいきますと金融機関は西伊豆町から銀行引揚げちゃったわけですけども信用金庫あります。農業協同組合漁協、漁業協同組合、これらも伊豆半島全体で統合が進んでおって大きな企業になっているんですが、どうして、この6項に金融機関銀行を信用金庫、協同組合というふうに、中小企業の項目なのに、私概念からいうとこれらは中小企業ではないというふうに思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島司君) こちらに規定しております金融機関というのはですね、例えば町内の中小企業さんが融資の関係であったりそういう取扱いを行っている、金融機関ということで規定してございますので、町内の信用金庫であったりとか例えば農協さん取引

があるとかってというようなことも当然出てくるわけでございますので、そういう形でここに規定させてもらう第2条のですね、定義ということで金融機関に含まれる、用語といたしましては銀行それから信用金庫、協同組合ということになっているということでございます。

○議長(山田厚司君) よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番(芹澤 孝君) この条例は大変有意義な条例だと思うんですけど、もうこれを聞いたところでは西伊豆町は、この条例制定が県内で1番遅れたという聞いてるんですけど、その理由は何なんでしょうか。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島 司君) 当初そういうふうに、我々としても聞いておったんですけども、後で調べてみましたら、まだ制定されていない、自治体も県内にはございます。商工会のほうからですね当初制定をお願いされたときには、全部の自治体、西伊豆町さんが最後ですってというようなお話があったんですけども、実際、調べてみますと、ほかの自治体でも、まだ制定されていないところはあるという状況でございます。

○議長(山田厚司君) マイクを使って

○5番(芹澤 孝君) 遅れてることは間違いない。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島 司君) ほかの自治体ですとね早めに制定されたところもございませけれども、私たちといたしましては、この条例を立ち上げるにあたってですね、ちゃんと、商工会それから金融機関等の意向を確認した上で、条例のほうを制定する必要があると、いうことを思っておりましたので、その辺を今回、確認をとれましたので、条例のほうは制定させていただいたというところでございます。

○議長(山田厚司君) 5番、芹澤孝君。

○5番(芹澤 孝君) それとですね先ほど3条3項について質問があったわけですけどここで、支援を、これまではコロナ支援を行ったってことはあるんだけどね解釈として、しかしこの、このところ3条の3項の解釈としてこれ、今後、コロナがなくなったんだけど、直接的に金銭的投資ってことも考えられるですか。

○議長(山田厚司君) 町長。

○町長(星野浄晋君) 個別事案に対しての金銭的支援ということは、なかなか難しいのでは

なかろうかというふうに考えております。ただ議員おっしゃるように、令和4年度までは国のほうからコロナ対策ということで、地方創生推進交付金とかいろいろなものが来ておりまして、それを充てて対策は行ってきましたけれども、今のところを5年度以降についてはそういったものが来るというようなことは不明でございます。ただそうは言っても、町としては、こういった中小企業、いろいろ町内の事業所さんを守らなければいけないという観点から、国からの直接的なそういった金銭的支援はございませんけれども、サンセットコインの5%還元はしようというふうに決めておりますので、幅広く、町内の事業所さんに影響がある施策については、今後も積極的に行う必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、

ほかに質疑ありますか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） それぞれ2点ぐらいお聞きします。まず1ページのですよね、第2条の3のイですけども、中小企業等の振興を目的する団体が町長が特に認めるものと、うたっていますけども、具体的にはどういう団体を想定してこれを入れられたのかっていうのが1点です。2点目はですね、そもそも、西伊豆町は、中小企業政策、施策ですか。これは、あったんでしょうか。それをまず、今度の条例で初めて、やるのではないかなと思うんで、これまでどういう施策をやっていたのかっていうのをお聞きしたいと思います。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず、第2条の第3号イに該当するのは具体的にということなんですけれども、具体的には特にはないんですが、1号の中小企業者、それから2号の小規模企業者、第3号のアに掲げる、企業団体等を除いて中小企業との振興を目的とする団体が出てきた場合にですね、こちらに該当することも、今後、可能性としてはあるかもしれないので、ここで規定をさせていただいたというものが一つでございます。それと、これまでの町の取組ということなんですけれども、例えば、商工会と連携をしたですね、西伊豆自慢品の認定事業でありますとか、経営発達支援計画の作成、それから、小口短期貸付けの制度であったりとか、コロナ対策のところでは、経済変動対策貸付け、それから販路開拓事業等々、個別にはいろんな経済対策とかそういう支援は行ってきておりますけれども、総合的に今回、この条例を制定するにしましてですね、町ぐるみといいますか、地域全体で、中小企業小規模企業等の振興を進めていきたいと思いますという形にこの条例は制定させて

いただくものでございます。

○議長(山田厚司君) よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

4番、堤豊君。

○4番(堤 豊君) 3ページ、お願いします。第9条の基本方針が、2ページの下のほうに揚げてありますが、9条の基本方針の中で、ここで1から9までという非常にたくさんのあれがありますがその中で、全部言うのであればですから、代表的なところを質問したいんですが、(5)の資金供給の円滑化円滑化を図ること。もう一つ、(9)中小企業等支援機関の組織及び支援機関の強化を図ることという2つのところを、主にしたいんですが、ここで言う資金、(5)の資金供給の円滑を図るということは、どういうことなのか商工会と連携をしながら支援をしていくという考え方なのかそれか、町が資金供給の円滑を図るために何らかの、今回の支援が考えられるのか、その辺を教えてくださいたいんですが。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島 司君) まず今回この条例を立ち上げるにあたってですね、これまで実施してまいりました中小企業への支援が存在するのと、あとこれから実施するものがございますので、この第9条の中でもですね、これまでやってきた取組であったりとか、これからやるものっていうことでございます。例えば、今お話のあった、第5号の資金供給の円滑化を図ることということで、現状行っているのはですね、小口、先ほど松田議員のほうにも話をしましたが、小口短期の貸付けであったりとか、あとは経済変動対策に関する貸付け、等を町のほうでは実施しております。商工会と関連するもの、例えば商工会も、独自のものをやったりしてますので、その辺は当然、町と連携を図りながら、今後進めていくものとなってきます。それから、第9号の中小企業等支援機関の組織、それから、支援機能強化に関することということで、現在、町のほうではですね、商工会と連携をしまして経営発達支援事業運営委員会というものを立ち上げまして、立ち上げましてというか、ずっと継続して行ってるんですけども、そこにおきましてですね地域経済の状況であったりとか、景気動向調査の結果を協議しながらですね、町の経済に関して情報共有を行っているところでございます。今後またそういうものがですね必要になればですね、また新たに組織をするのかちょっとわかりませんが、中小企業等の支援につながる、組織を協議できる場をですね、また、継続か新規になるかわかりませんが、続けていければなと思っております。

○議長(山田厚司君) よろしいですか。

ほかに質疑、質疑ありませんか。

質疑はいいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。この必要性については先ほど課長も説明されておりました。私もですね、地域にとって、事業所はもう切っても切れない、切り離さない、大切な問題ものであると思います。そんな中、当町におきましてはですね、先ほど小規模事業者というありましたけども、これはですね、従業員においては、製造業等においては20人以下、それから、小売サービス業においては5人以下のことなんですけども。というのは、当町の事業所は、ほとんどがこの小規模、中小企業の下の小規模事業者に該当します。ということは、やはり、それだけの資金力も大変ないものですから、やはりこういった方々ですね、事業をやっぱり継続していただくためには、皆様の支援がなければ、難しい部分があるかと思えます。そんな中、制度の制定も必要なんですけども、具体的な、その事業の支援策としてですね、今までの販路開拓ということで、製造業者の方がですね、県外のデパートですとかイベント参加のための費用の助成があったりですね、それから、昨今は、リフォームですとか、空き家解体等の補助金を出すことによって、地元業者のですね、産業も潤っております。そういう、制定と同時にですね、具体的な策をこれからももっともっと増やして、支援をしていただきたいということでもあります。以上であります。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 理念条例であるからこそ中身については町としてしっかり考えていただきたいところですが、そこが不足しているように見受けられるので反対します。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第6号、西伊豆町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定については、原案のとおり決定することにして決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時17分

◎字句等の訂正

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

○まちづくり課（長島 司君） 先ほどの堤和夫議員の質問に対する回答ですけれども、商工会のほうで確認をいたしまして、中小企業者が約30件、小規模企業者が約370件になります。それとすいません1点訂正をお願いいたします。私、増山さんと堤豊さんの答弁の中で、小口短期の貸付けとお話をしましたけれども、小口短期貸付けに対する利子補給を町が行っているということでございますので訂正をお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 次に進みます。日程第7、議案第7号に西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第7号は、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子） それでは、議案第7号に西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

改正の概要ですが2点ございます。1点目ですが、改正点につきましてお配りしました。議案第7号、資料をご覧ください。令和5年度税制改正大綱を踏まえ、保険料負担の公平性の確保及び中所得層の負担軽減のため、健全な国民健康保険事業を運営するため国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、2点目は、低所得者に対する、保険税の軽減措置の拡充を図るもので、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の引上げについてでございます。それでは、議案書の説明をさせていただきます。お配りしました議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。下線部分が改正の箇所となります。2ページの上段、第2条第3項、20万円を22万円に改正するものです。これは、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ規定です。これにより、2ページ下段、第20条の第1項も同じく20万円から22万円に改正されます。続きまして、3ページ、第20条第1項第2項第1項第2号ですが、こちらは5割軽減の規定となります。1人につき2万5,000円を28万5,000円を29万円に引き上げるものです。続きまして、3ページ中段、第3号ですがこちらは2割軽減の規定となります。1人につき52万円を53万5,000円に引き上げるものです。改正点は以上です。資料に戻りまして、1ページの中段をご覧ください。改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。施行期日ですがこの条例は、令和5年4月1日から施行します。次に適用区分ですが、この条例による改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し令和4年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。なお、本件の改正につきましては、国保運営協議会に諮問し、妥当との答申をいただいているものです。以上説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 後期高齢者と支援金、国保の7割5割の減額ということですが、高齢者のね、引上げによって何人中な、全体として何人中何人の方がこの恩恵に浴するのか。それと、7割5割の件も同様に何人中何人の方がこの恩恵に浴するのかわかりますか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子） 資料を見ていただいてよろしいでしょうか。後期高齢分ですが、医療と介護分については変わらずなのでそのままでございます。今回後期高齢分が変わりましたけれども、今回18世帯、今まで20万円だったときには18世帯だったのが、今回22万円に上がることで11世帯と変わります。16万2,500円増加、全体数は、1,396世帯です。対象がですね。それからですね、軽減のほうですけれども、5割軽減は、252世帯が260世帯、2割軽減が193世帯から195世帯、これはですね、一応4年度ベースの試算で行われております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

質疑いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

1番松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 今回の改正については、税が増える人はごく少数であり、担税力のある人と思われれます。一方減税される人が増えます。減額と増額では減額される総額のほうが多くなります。西伊豆町は県の負担額と県から支払われる額では、支払われる額が多い状況であり、また、町としては健康事業などで医療費削減に努めており、できる限りのことはしています。それでも国保は収入と支出のバランスだけではなく、出口の抜本的な見直しが必要な時期に来ています。それがなく、ごく僅かとはいえ、増税が含まれる条例ですので反対いたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第7号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第8、議案第8号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第8号は、西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは、議案第8号についてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、西伊豆町立小学校3校のうち、令和6年4月1日に田子小学校と賀茂小学校を統合し賀茂小学校に編入したいものでございます。それでは、資料2ページの新旧対照表をご覧ください。別表2小学校の表の下線部分が改正箇所となります。左側の現行欄にございます。西伊豆町立田子小学校のが右側の改正案の欄では、削除となるも

のでございます。それでは、1ページにお戻りください。附則としまして、この条例は令和6年4月1日に施行したいものというものでございます。以上で、第8号議案の説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 学校の、統合などがいろいろ動いた時期でありましてこのタイミングで田子小を削るといのはなかなか、難しいのかなと思いますけれども、このタイミングでこの条例の改正が出たというのは、令和6年からの加配教員の関係ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 学校統合に関しては、統合する前年度から当年度、それと次の年度3年間にわたって統合する、町に対し学校、関係する学校に対して1名の加配があります。その関係もありまして、6年度には、統合するためには、このたということでこの5年度、来年度は、加配を1人もらうことが出来ております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 2校統合をするってことなんですけど、今後その先を進めて3校統合を進めるっていう考えはあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 一般質問でもお答えをさせていただきましたが、そういった機運が高まるのであればそういうこともあろうかというふうに思いますが、当局としては、今はそのときにはないというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

1番松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 今まで小学校というのは地域とのつながりというのを重視してきたと思います。このまま田子から削るといことになると、地元の方からの声などもある

と思いますが、教育委員会としては、保護者だけではなくこれから先、地元の方々ともきっちり向き合うというつもりはございますでしょうか。

○議長（山田厚司君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） これまで2回の説明会ですと、意見懇談会ですね、やってきたかなと思います。最初12月に、田子の公民館でやらせていただいたときに、小中一貫校のことも等含めましてそのときに、小学校の統合のことも話をさせていただきました。その中で、やはり年配の方から、地域からなくなることが寂しいという、ご意見、いただきましたけれども子供駄目だというご意見のほうもありまして、それ以上の意見はなかったかなと思っております。そして、保護者会の方からは、進めてもらいたいという意見いただいております。2回目の説明会、一貫校の中止をするという話です。説明会の時ですね、そのときについては、田子小の校舎がなくなるのがどうなのかというご意見は幾つかいただいております。裏山のほう、私の裏山のほうの心配も挙げたんですけども、大丈夫じゃないかというご指摘もいただきましたけども、やはり私のほうとしては、校舎の安全性とかということを経験的に考えたときには、賀茂小のほうが使いやすいではないかという意見を述べさせてもらっていると思います。それで、完全な納得はいただけてはいないかと思っておりますけども、そのような説明をさしてもらっているところです。また、本当必要があるんならばですね、そういうところでは説明、改めてする必要もあるのかもしれませんが、ただ、そういうの聞いたときに、やはり、この前の会合もありましたけども、とにかく反対だということだけの方が、対峙するような形になってしまうのも、ちょっと先に進める中で危険が出てくるのかなということで、ちょっと躊躇してる面もあります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

10番増山勇君。

○10番（増山 勇君） 学校を統合するっていうことはやむを得ないと思うんですけどもね。田子小学校そのものの跡地利用っていうのはね、どういうふう考えてるのか。私一般質問でこども園を持ってきたらどうかと思いつの案なんですけどもね。あるいは地域の防災拠点にするとかね、そういう目的できちっとしないと、またまたこれ余計なこと言うたあれですけども、西伊豆中学をね、勝手に壊したみたいな、勝手じゃないんですけどもね、そういう声が出てきたりするから、田子小の跡地利用をね、ぜひ、どういうふうに現在考えているのか、お知らせください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その件につきましては、以前、全協だったか、どっかの一般質問で受けて、お答えをしたのかちょっと私も記憶が定かではないんですけども、学校の統合が決まって田子小学校の校舎を使わないということが確実し、出来ましたら、田子地区と跡地利用については検討する場を設けさせていただきたいということは答弁をさせていただいていたかと思います。ただ、現時点では、田子小学校がなくなるという状況ではありませんけども、この条例が通過をいたしますと令和6年4月1日から、あそこは田子小学校ではなくなるということが確定をいたしますので、議案が通過次第、田子地区のほうに諮って、跡地利用に関する意見交換をする場を設けたいということ、区長さんあてに、お願いをして、そういった機会を今後設けるよう進めていきたいというふうに考えております。それを進めるためにもこの条例が通過をしないと、田子小学校がなくなるということが条例上確定しませんので、その前に、そういったことを行うことは出来ませんので、今は行っておりませんが、通過以降速やかに進めていきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私はこの案については反対いたします。なぜかといいますと向こうの2校統合っていうことは、文教施設完成っていうことが前提にあったわけで、それが今白紙に戻った以上、また、検討し直してですね、より前に3校統合、子供たちのために今考えたら、3校統合していくっていうのが当然の考えだと思うんですよ。それで、父兄の、昨日も申し上げましたけど、父兄のアンケートを重要視したって言われましたけど、文教施設建設が白紙に戻った以上ね、父兄のまた考え方も変わると思います。そういうことを考えると、ここで、早々にもう1年も先にも話を決めるのはどうなのか。まだ、三校統合について、もう一度、議論してから決めるということを求めて、反対します。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案は、地方自治法第244条の2第2項の規定によって、出席議員の3分の2以上の同意を必要とし議長も採決に加わります。出席議員は10名であり、その3分の2は7名です。議案第8号 西伊豆町立学校設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 3分の2以上です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第9、議案第9号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第9号は、西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩） それでは、議案第9号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今回の一部改正は、出産育児一時金につきまして、社会

保障審議会において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から、全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえまして、令和5年2月1日に、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことを受けまして、西伊豆町におきましても、改正を実施するものでございます。西伊豆町国民健康保険条例第5条第1項中、40万8,000円を48万8,000円に改めるものでございます。2ページの新旧対照表をご覧ください。下線の部分が改正の箇所となります。第5条第1項中、出産育児一時金として、40万8,000円を48万8,000円に改めるものです。なお、一時金には、産科医療補償制度に伴う出産に対する加算金、1万2,000円を加算しますので、48万8,000円に、1万2,000円を加えますと合計で50万円となりますので、この50万円が支払われるというものになります。1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行し、経過措置として、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による、出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとします。最後に本改正につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問しまして、改正は妥当との答申がされたことをご報告申し上げます。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 申し訳ありません聞き取れなかったのですが、私、どうしても50万円と1万2,000円が理解出来なかったのですが、これ1万2,000なんて項目おっしゃいました。もう一度お願いします。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩） はい、産科医療補償制度に伴う出産に対する加算金と申します。この産科医療補償制度というのはですね、出産のときに予期せぬ事態が発生した結果そのお子さんが重度の障害を負ってしまうとか、そういった家族に対して一定の補償を与えるということで、いわゆる補償保険、保険みたいなものですね、それを1万2,000円としてありますので合わせて50万になるというものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑あります。はい。

5 番 芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 出産一時金の金額で条例のところはね、36条で、3万円を超えない範囲で保険者が定める金額を加算した金額ってなってるわけですよね。保険者が定める金額ってのは今、西伊豆町のほうが幾らになって、これから幾らにするのか。いくらになってるんですか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩） この条例とは別にですね国民健康保険の給付規則というのがあります、その中にですね出産育児一時金の2条第2項の中に1万2,000円というのが、これが規定してありますので、これに基づいて1万2,000円というふうにしてございます。この給付規則のほうは変更ございませんので1万2,000円でいきます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、
ほかに質疑ありますか。

9 番 堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） これ、出産育児一時金、支給方法はどのようになっておりますか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩） はい。こちらはですね、具体的に申しますと一般的に戸籍の届出で窓口に来られたときにですね、手続のほうを同時にさせていただく。あるいは持ち帰るということもございますけど、一時金の申請書がございましてそちらに規制記載させていただいて、銀行に振り込むという手続になります。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、課長そのように答弁しましたけども、うちの子の場合で答えさせていただきますけど、私の口座に振り込まれたということではなくて、要は出産前、妊娠何か月とか産婦人科に行くと思います。そうするとその病院さんが立替え払いをしますので、私も病院にお金払えませんが、病院側から、こちらのほうに請求があって支払われることが多分多いというふうに思いますんで、個人の銀行口座を経由してというよりは、病院さんが、こちらに直接請求をかけてこの金額をいただくということのほうが多分多いのではなかろうか、これあくまで私の経験なんで、全員がそうではないとは思いますが、そっちのほうが、かかる側も手間がかかりませんので、そのほうが多いと思います。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長、それでよろしいですか。
健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩） はい、今、町長が申しあげましたとおりです。ただ、一応規定としまして窓口で申請書ございますので、それも出来なくはないということで、出産された方が、どちらを選ぶかということで、それぞれ対応できるということでございます。

○議長（山田厚司君） 堤議員、よろしいですか。はい。

ほかに質疑。はい、

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今、町長の説明なんですけども、それは例えばその50万円ですね今後ぴったりの場合にはそう、それでいいのかなと思うんですよそれがイコール100%イコールってことですか。一時金と病院の支払いと、

○議長（山田厚司君） 町長

○町長（星野淨晋君） 基本的にはこの金額よりもかかる持ち出しのほうが多いだろうというふうに思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。議案第9号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、原案の通り通り決定することに賛成する諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第10、議案第10号 西伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第10号は、西伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例案についてでございます。詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第10号 西伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案の第4号の西伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、及び西伊豆町個人情報保護条例、現行条例の廃止に伴い、一部改正を行うものでございます。2ページの新旧対照表の改正案をご覧ください。第2条第1項第1号では、実施機関として、特別地方公共団体として財産区を加えています。次に、公文書の開示義務として、第7条第1項第3号では、公文書の開示義務における非開示情報の追加として、改正された個人情報の保護に関する法律では、行政機関等匿名加工情報は、第三者へ提供が禁止されているため追加し、以降を1号ずつ繰り下げるものでございます。5ページをお願いします。5ページの審査会の部分でございますけども、第23条で現行では、西伊豆町個人情報保護条例の規定に基づいていたものを廃止となったことにより、改正案では、個人情報の保護に関する法律の規定に改めます。1ページをお願いします。附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行します。簡単ですけども以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。ないですか。はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第10号、西伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第11、議案第11号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第11号は、職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第11号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一

部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の一部改正は、題名に西伊豆町を加えたいものです。条例、規則の題名には、どの自治体の条例、規則であるかを明らかにするために、当該自治体名を冠するのが一般的であり、当町においても、そのような題名となっておりますが、今回の案件については、自治体名を落としてしまったため、改めて加えたいものでございます。1ページをご覧ください。題名中、職員の前に西伊豆町を加えます。なお、附則として、この条例は公布の日から施行します。以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。議案第11号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第12、議案第12号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更す

る規約についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第12号は、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それでは、議案12号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてご説明させていただきます。

現在、静岡地方税滞納整理機構が入居している静岡中央ビルの建て替え計画に伴い、静岡市にある機構の事務所を令和5年10月1日から藤枝市へ移転したいため、規約の変更を行うものです。各構成団体、県内35市町と、静岡県での議決後、静岡地方税滞納整理機構が、議決証明書を取りまとめ、令和5年4月中旬に総務大臣へ、規約変更を届出、その後、10月1日に、変更後の規約が施行されます。それでは、議案書を説明させていただきます。お配りしました議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。変更箇所は、下線部になります。第6条中、静岡市を、藤枝市に変更したいものです。変更点は以上です。続きまして、変更条文にかかる附則の説明をさせていただきます。1ページにお戻りください。附則としまして、この規約は令和5年10月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） これは藤枝市に令和5年10月1日から移って、もう静岡には戻ってこない、こういうふうに考えてよろしいんですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） そうですね、静岡市でも検討したみたいなんですけれども、現在の広さのところと藤枝市と比較すると、藤枝市で今回、500㎡近い使用面積を使うみたいなんですけれども、その面積で静岡市で、民間のビルを借りると、今回借りる面積より、金

額よりも、かなり高い金額となるようです。なかなか静岡市において、適当なところがないという言い方はおかしいんですけども、ないので、今のところ静岡市からまた、藤枝市から静岡市に戻ってくるということは聞いておりません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第12号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第13、議案第13号 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第13号は、令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第13号 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、事業完了に伴う精算等により、歳入、歳出総額からそれぞれ2億6,458万6,000円を減額し、それぞれの金額を、99億3,300万円としたいものでございます。

2ページをお願いします。第1票、歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。1款町税、2,980万円。2項固定資産税1,300万円。3項軽自動車税、100万円の減。4項町たばこ税800万円。6項入湯税980万円。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、ともに31万3,000円の減。10款地方交付税、1項地方交付税ともに7,394万4,000円。12款分担金及び負担金、644万円、1項分担金706万円。2項負担金62万円の減。13款使用料及び手数料41万円。1項使用料、12万円の減。2項手数料53万円。14款国庫支出金、1億1,954万1,000円の減。1項国庫負担金、357万3,000円。2項国庫補助金1億2,270万4,000円の減。3項国庫委託金、41万円の減。15款県支出金、1,840万円の減。1項県負担金、109万5,000円の減。2項県補助金、1,730万5,000円の減。16款財産収入、210万5,000円。1項財産運用収入、33万5,000円。2項財産売払い収入、177万円。17款、寄附金、

3ページをお願いします。1項寄附金ともに5,050万2,000円。18款繰入金、1項繰入金ともに2億9,442万4,000円の減。20款諸収入、4,849万1,000円。4項受託事業収入、84万円の減。5項雑入4,933万1,000円。21款町債1項町債ともに4,360万円の減。歳入合計から2億6,458万6,000円を減額し、99億3,300万円としたいものです。

4ページをお願いします。歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。

1款議会費、1項議会費ともに165万9,000円の減。3款、総務費、2,399万4,000円の減。1項総務管理費、2,052万6,000円の減。2項徴税費、88万9,000円の減。3項戸籍住民基本台帳費、257万9,000円の減。3款民生費、4,821万円の減。1項社会福祉費、4,698万6,000円の減。2項老人福祉費、57万円の減。3項児童福祉費、492万3,000円の減。4項障害福祉費、426万9,000円。4款衛生費、3,602万4,000円の減。1項保健衛生費、1,711万6,000円の減。2項環境衛生費、437万3,000円の減。3項清掃費、1,453万5,000円の減。4項町営斎場管理費、0円、財源更正となります。5款農林水産業費、7,818万6,000円の減。1項農業費、310万8,000円の減。2項林業費、7,487万3,000円の減。3項水産業費、20万5,000円の

減。6款商工費、1項商工費ともに、6,222万7,000円。7款土木費、4,111万4,000円の減。1項土木管理費、23万3,000円の減。2項道路橋梁費、2,692万5,000円の減。3項河川費、215万6,000円の減、

5ページをお願いします。6項建築物地震対策推進事業費、1,180万円の減。8款消防費、1項消防費ともに1,045万8,000円。9款教育費、1億6,299万9,000円の減。1項教育総務費、1億6,121万7,000円の減。2項小学校費、179万円の減、3項中学校費、274万円の減。4項認定こども園費、252万6,000円の減。5項社会教育費、712万7,000円。6項保健体育費、185万3,000円の減。10款災害復旧費、4項その他公共施設公用施設災害復旧費、ともに440万円。12款諸支出金、1項基金費ともに、5,053万5,000円。歳出合計から2億6,458万6,000円を減額し、99億3,300万円としたいものでございます。

6ページをお願いします。第2表繰越明許費補正（第6号）です。ここに明記してあります13事業、総額3億9,473万3,000円を追加で、繰越明許とし、

7ページをお願いします。第5号補正において、繰越明許とした2業務を、事業中止のため、廃止としたいものでございます。

8ページをお願いします。第3表地方債補正、第6号です。限度額の補正額のあるところだけ説明させていただきます。過疎対策事業債は、5事業の事業費の減額に伴い、起債限度額を4,360万円減額し、7,670万円としたいものでございます。

9ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。これにつきましては先ほど説明いたしました、第1表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので、省略させていただきます。

10ページをお願いします。次に歳出です。これにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

11ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。1款2項、1目固定資産税1,300万円。主な要因とすると、令和4年度当初予算は、令和3年度のコロナ減免を反映した額をもとに算出したことによるためです。1款6項1目入湯税980万円。主な要因とすると新型コロナによる外出機会も解消され、観光入り込み客数が回復基調となっていることが考えられます。10款1項1目地方交付税、7,394万4,000円。主な要因とすると、国税収入の補正等を財源とした令和4年度政府補正予算に伴い、物価高騰対策、地域活性化、子供子育て世代への支援等を目的として、新たに基準財政需要額に臨時経済対策費が創設され、普通交付税の再算定が行われたため、増額するものでございます。

12ページをお願いします。12款1項2目、衛生費分担金706万円。新斎場建設について、松崎町と覚書を交わし、共同設置で進めることが決まったため、新斎場建設にかかる費用分担を分担金として松崎町から納入してもらうものです。

13ページをお願いします。14款2項3目3節出産子育て応援交付金事業補助金。133万3,000円、全ての妊産婦子育て家庭が安心して出産子育てができる体制の構築を目的に、伴走型の相談支援と一体的に実施する出産子育て応援交付金の、国庫補助分で、補助率は事業費の3分の2となります。6目1節、防災対策費補助金。社会資本整備総合交付金（防災安全交付金）7,493万3,000円の減。津波避難タワー関連の交付金ですが、対象事業費が国の都合により減額されたことに伴い、交付金も減額となったものでございます。

15ページをお願いします。16款2項2目、立木売払い収入、177万円。内訳は、町有林間伐材売払い収入145万6,650円。架空送電設備、接近立木補償料31万4,800円。両箇所とも林道倉見線の奥となります。

16ページをお願いします。17款1項5目ふるさと応援寄附金5,000万円。今年度の現在までの寄附額や、過去の実績から5,000万増額し、12億5,000万円としたいものでございます。18款、1項1目財政調整基金繰入金、2億4,924万1,000円の減。歳出予算の減額を、財政調整基金繰入金の減額で調整をします。2目、後期高齢者医療特別会計繰入金、2,602万6,000円。令和3年度療養給付費及び事務費負担金について、超過分の返還金を一般会計に返還するものでございます。5目ふるさと応援基金繰入金。7,312万7,000円の減、ふるさと応援基金充当事業費の減額によるものです。7目に西伊豆町森林整備基金繰入金263万8,000円。松くい虫対策事業の事業費増額に伴うものです。

17ページをお願いします。20款5項2目5節市町村振興協会納入金。523万5,000円の減。内訳として、市町村振興協会市町村交付金、99万2,000円、令和4年度の、ハロウィンジャンボ宝くじの交付金確定によるものです。地震津波対策等減災交付金622万7,000円の減。対象事業費の減額によるものです。7節雑入、5,456万6,000円。内訳として、ALT等住居負担金43万3,000円の減。C I R 1名が年度途中で退職し、A L T 1名は、転居し入居者が減少したことによるものです。サンセットコインチャージ料5,000万円、社会情勢を鑑み、3月末まで10%還元を実施したいため、未実施の富士山キャンペーンを原資とし、個人チャージ分を増額したいものです。サンセットコインチャージ料ポイント失効分199万9,000円。不要済みのポイントが未利用により失効したものを会計上処理をするためのものでございます。公有建物災害共済金、大田子海岸夕陽展望所分300万円。1月25日発災の大田子海岸夕陽展

望所火災に伴う、公有建物災害共済の保険金となります。21款1項1目1節、過疎対策事業債4,360万円の減。事業費精算に伴う借入れ額の減額となります。

18ページをお願いします。歳出となります。全般的に新型コロナの影響や、事業等の精算に伴う減額となっております。主なものについて説明させていただきます。2款1項1目3節職員手当等、154万1,000円減のうち、宿日直手当、177万7,000円の減。これは、令和4年6月1日から、宇久須支所の宿日直を廃止したことによるものでございます。4目、13節使用料及び賃借料170万円の減。主な要因として旧西伊豆中学校体育館用地を買収したことにより、借地料が減額となったものです。

19ページをお願いします。7目、姉妹町友好費。339万2,000円の減、新型コロナの影響により、交流事業等が中止となったことによるものでございます。

20ページをお願いします。16目まちひとしごと創生事業、18節負担金補助及び交付金、468万円の減のうち、地域活性化企業人事業負担金374万円の減、当初4月からスタートする予定でしたが、都合により12月スタートにずれ込んだことによる減額でございます。

23ページをお願いします。3款1項9目18節、住民税非課税世帯等臨時特別給付金1,720万円の減、10目18節、価格高騰緊急支援給付金、1,370万円の減。3款3項2目18節、子育て世帯生活支援特別給付金、170万円の減。いずれも減額の主な要因とすると、予算要求時が5月で、住民税確定前であったため、対象世帯を多く見積もったことなどによるものでございます。

24ページをお願いします。3款4項3目19節扶助費826万円のうち、介護訓練等給付費1,500万円。増額の主な要因とすると、さしだ希望の里において、入所者4名が、施設入所からグループホームへ移行したことを、10月より、障害福祉サービス等報酬改定があったことによるものでございます。25ページをお願いします。4款1項2目22節、償還金利子及び割引料、943万4,000円、令和3年度実績等による、風疹及び新型コロナワクチン接種に伴う国庫補助金の返還金となります。

27ページをお願いします。4款3項1目17、17節備品購入費、800万円の減。3トントラックの購入について、車両メーカーから新型コロナ関連で、部品の調達が困難であり、年度内の納車が不確定との回答を受けたため、今年度の執行を見送り、令和5年度当初予算計上に変更したものでございます。1番、最下段の4款4項2目町営斎場管理費の財源更正ですが、補正額の財源内訳欄に、金額が入っていません。当初、その他財源として、ふるさと応援基金から102万9,000円を充当していたものを減額し、松崎町からの分担金を、その他財源

として102万9,000円充当したことにより、その他財源同士で、差引き差引きがゼロとなり、起債なしとなっております。

28ページをお願いします。5款2項2目、18節、負担金補助及び交付金、37万3,000円の減のうち、最下段の有害鳥獣等被害防止事業補助金35万円。これは、農業者の有害鳥獣対策として、防護柵等設置費用の設置に対し、上限15万円で、3分の2を助成する事業ですが、利用者の増によるものでございます。

29ページをお願いします。5款3項1目10日12節委託料、14万5,000円の減。これは、稚魚、稚貝の放流業務と、マダイの中間育成業務を一括契約にしたことにより、減額をするものでございます。

30ページをお願いします。6款1項6目7節報償費、1,500万円。これはふるさと納税寄附金見込みを5,000万円増額したことにより、特産品費を増額したものでございます。7目7節報償費、5,399万9,000円。増額の主な要因とすると、10%還元を3月末まで延長することによる、個人チャージ分等の増加によるものでございます。

31ページをお願いします。7款、2項2目12節委託料360万円の減のうち、橋梁補修設計業務委託540万円。これは、令和5年度事業の大沢橋補修設計業務を前倒しにより追加したものです。14節工事請負費、橋梁長寿命化対策事業、1,600万円。これは今年度実施の岩谷戸橋長寿命化対策工事が、実績見込みにより、減額となりますが、令和5年度予定の港橋長寿命化対策工事を前倒しにより実施したいため、増額をしたいものでございます。

32ページをお願いします。8款1項4目14節、工事請負費1,000万円。津波避難タワー等整備工事増額の主な要因は、宇久須地区津波避難タワー建設工事において、交通誘導員の増、地下水湧出が原因の水替費の増、根切り、法面崩壊養生モルタル吹付の増、追加、現場外搬出仮置き路の土量の増による運搬費の増等により、精算見込額で910万円の増。仁科地区津波避難タワー建設工事において、交通誘導員の増、地下水湧出が原因の水替費の増、現場外排出仮置土の土量増による運搬費の増等により、精算見込額で420万円の増によるものでございます。16節の公有財産購入費でございますが、お手元に写真の資料は行っていると思いますがこれが、位置図となります。16節の公有財産購入費665万円。津波避難施設用地購入費、旧消防署跡地には、以前から借地が一部含まれており、借地料を支払っていますが、仁科浜地区津波等避難施設の建設及び用地に近接する、念仏川の護岸改修に当たり、所有者と交渉したところ、用地の売買に応じる姿勢を見せてくれたため、購入をしたいものでございます。

33ページをお願いします。9款、1項5目12節委託料、1億7,530万円の減額。文教施設整備計画中止に伴う設計業務等の減額となります。21節補償補填及び賠償金2,070万3,000円。文教施設整備計画中心による契約解除に伴う3業務の賠償金となります。

35ページをお願いします。9款5項2目12節委託料、728万2,000円。図書館システム更改業務、現在使用しているシステムは、10年前に導入したもので、保守も切れているため、更改をしたいものでございます。

36ページをお願いします。10款4項1目14節、工事請負費440万円、1月25日に発生した大田子海岸夕陽展望所の復旧工事となります。火災による外壁、床1階倉庫とは、電気等の復旧を行い、保険適用額が300万円、足場をかけるので、あわせて保険適用外箇所の塗装等も行います。12款1項1目24節積立金5,053万5,000円。内訳として、財政調整基金債券利子33万5,000円を積立て、ふるさと応援基金へ寄附金、増額分の5,000万円を積立て、診療所医療整備基金へ、交付税措置額、1診療場あたり700万円が710万円となったことにより、2診療分の20万円を積立てたいものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行う、行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 29ページ、農林水産業費のですね、これの鷹巣残土処理場の改良工事3,000万円。これが皆減になってるわけですけど、これってそもそもですねこの3,000万円の改良工事というのは、どういうふうに改良をして、その改良のためには何を含んでるかというところをもう一度説明。してもらいたい。多分予算委員会の際に説明してもらったかもわかりませんが、どういう工事が含まれて、最終形どういうふうにするつもりか。ちょっと説明願います。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） 令和4年度で、鷹巣残土処分場を閉山するというのも、目的で、最終的な、仕上げをするための、工事費用として3,000万円を計上したと。具体的に言いますと、上部の土を下に移動して、最上段をですね、ある程度平場にするというような想定で、計上した予算になります。結果的にその延長になったということでこちらの予算については、後の補正でまた計上させていただくことになろうかと思っております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 確かにそういう説明でした。それでね、例えば昨日の堤議員の一般質問等で、もう既に、倉見合同会社とかですね、閉山に対するその補償、のやり方っていうんですかね、まとめ方これはおおむね、合意に達していると。そうするとあとは、この改良工事を終わり、閉山に向かうという、最後の、例えば緑化だとかね、仕上げの工事になるんでしょうけども、ただ、状況がですね、県の残土、あるいは町内の浚渫と、もうこういうものを入れたいということで、それはそれで分かるんですよ。ただし、これも、ある程度、今の段階で、例えば、何立米ぐらい、いつまでに入れるのか、そして、そのときにですね、当然1番上のやつを下におろしてくるときに、これから入る土ってのは浚渫度がかなり多いんですよ。と思うんですよ。そういうものとブレンドして、下におろす。ということが肝要だと思うんですけども、そういうことって考えているんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） 1月の全協のときにお話ししたように最上段の、約9メートルぐらいでしたっけね、下のほうに、その当時、25年災のときの、浚渫土があると、粘性土に近いものがあるということがわかっております。そちらをこれから搬入する土砂を混ぜながら、下に移し変えるということを、やらせていただきます。その費用については、現状の維持管理費の中で、やっていただくんですが、それでも足りない部分については、こちらの改良の部分で、一部出てくる。のかなというふうに思います。そこは最後精算という形になると、何㎡だったかというようなことがちょっとはっきりしないもんですから、具体的な金額までは申し上げるれせんけども、そういった、粘性土とか、あるいは現在の仮設のところですね、の入り口あたりに、平成30年ですか、安良里港を浚渫した、ヘドロ状のものがあつたわけですけども、そこも堤議員に以前御指摘されたように、ちょっと産廃物みたいの混じってる部分があるんですよ。そちらも、下に、ほかの土と移し替え、まぜながら打ち替えると。そして、産廃物みたいなものが発見されたら取り除くということを、それは現在も作業を進めさせていただいております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） だからですね、1番上のものを下に移し変える、そのときに、もう現在も、延々とですね、これ今搬入してるわけじゃないですか。この工事をなぜ同時に始めないんですか。予算3,000万円持ってるわけじゃないですか。これ精算だったら精算で構いませんよ。そして、この3,000万円の工事が、3月末までだと当然さっき言ったように、何㎡やったか、どのくらいの精算になるかはわからない。となればこれは繰越明許をして、そし

て最終的に工事が終わった時点で、精算すべきじゃないですか。それを、一つも上のものは手をつけてないんですよ。なぜつけないんですか。これブレンドが必要なのに、なぜ工事費も、改良工事費も計上してあるのに、なぜそれを使って、現在、入ってくる土とブレンドしながら、その改良工事を、進めないんですか。その理由がわかんないんですよ。もう一遍説明してください。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） 以前ちょっと説明させていただいたかと思うんですが、現在の仮設道の入り口の、高さまで至ったら、仮設道をですね最上段からに付け替えると。その際、切り下げるわけですよ。斜面にして、ある程度平ら地をつくって、そのところから、今度、まぜながら埋めていくと。いう形になりますので、現状は、現在の仮設の高さまで至っていないという状況でございますので、上のほうの、下に移しながらっていうところまではまだ至っていないという状況です。

○議長（山田厚司君） はい、ほかに質疑ありますか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） すいません25ページ、4番の衛生費の中の22節、償還金、利子及び割引料という形で943万4,000円が計上されてます、記載のような形で、補助金返還金、それから新型ワクチン返還金等々が書いてあるんですが、この返還金が戻ってくるのはいいんですけど、この新型コロナの引き続き、ワクチン接種とかそういうものの新しくっていうか、そういうものの考え方は今回の予算計上には入れてないんでしょうか。返還金で、こういうことでお金を使わなかったってことで戻るとは非常によろしかったということで、あるんですが、新規のものとしての考え方が、そのあれが反対の質問しちゃまずいのかもしれませんけどいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでも今回出させていただいている補正予算につきましては、令和4年度、国のほうから示されているものについて、今の現状では不要であるというような額が切り、必要なものは計上するというものでございまして、令和5年度これ、今後のことにつきましては、国の方針を待って、国からお金が来るのであれば予算計上させていただきまますし、ただ単独で、町の単費で新型コロナウイルスワクチン接種ということは、今のところは考えてございません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 35ページ、社会教育費の公民館費、図書館システム更改業務なんですけども、国県支出金の600万、これはどういう名前の国県支出金か教えてください。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） はい、議員35ページのですね社会教育総務費の図書館の委託料ってことでよろしいですか。こちらの728万2,000円の財源内訳の600万円ですが、こちらにつきましては、今回、原油価格物価高騰等総合緊急対策の関係でですね、それからの地方創生臨時交付金交付を一応600万円、こちら充当する予定でおります。その分がこちらに計上しております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、

ほかに質疑ありますか。

9 番堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 17ページをお願いします。20款ですね諸収入、2目雑入の7節、サンセットコインのチャージ料の、ポイントの失効分が199万9,000円、あるということなんですけども、これは、どのよう、どのような失効を、为什么呢。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） 不要済のですね、ポイント等が、未利用により失効するものを会計上を処理するために、こちらのほうに記載をさせていただいているものでございます。3月31日までの未利用ポイントが、3,629万7,000円。ございまして、平均利用率5%、毎年、これまでの実績から大体5%ぐらいということがありますので、約200万円が未利用ではないかという、試算をしております。当初予算で1,000円を科目存置として計上してございますので、それを引いた199万9,000円を今回、ここのほうに掲載をさせていただきました。なおポイントを失効をですねしないように、広報で、そちらのほうについては呼びかけをしているところでございます。

○議長（山田厚司君） 9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） これ、課長、失効分全部、町内、西伊豆町の分と考えてよろしいんですか。わかんないみたいだけど、違う人も、西伊豆町民以外の人もサンセットコインを使ってるんじゃないかなと思って、そういう質問。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） すいません。サンセットコイン利用者ですので、町内者も町外者も含まれます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、

ほかに質疑ありますか。はい。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 20ページの1番下の16目のところの負担金のところの企画地域活性化企業人事業負担金というところがありますけれどこれ先ほどのご説明で、12月にずれ込んだというようなことをおっしゃってたと思うのですが、このところは、ですか、私の記憶違いだったらご指摘いただきたいのですが、ICT教育の推進のための民間業者との包括連携協定のところだったでございましょうか、ここ、どんな経緯でずれ込んでしまったのかこれだけ余ったのかちょっと教えていただければ。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） 包括連携協定を締結したのはJUSAという会社でございませう。この地域活性化企業人というのはですね、国の制度を使って営利、やっている事業でございまして、まず地域活性化企業人というのはどういうものかというのをもう1回説明しますと、土地、地方公共団体町がですね、3大都市に所在する民間企業等の社員を一定期間、受入れまして、そのノウハウとかですね、知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる、業務に従事してもらう事業ということで、町といたしましては、西伊豆町出身の方が東京のほうにいらっしゃいましたので、その方をお願いをして、今現在、そのICTの活用等に取り組んでいるところでございます。役場でといたしましてはですね、現在その仕事の効率化っていうの図るために、地域活性化、企業人をアドバイザーといたしましてICT戦略、推進運営委員会、それから技術研究委員会、及び、学習部会等の中でですねその方にいろいろアドバイスをいただきながら、進めているところでございますが、東京からこちらに来るということで、当初はコロナの関係でなかなかこちらに来れなかったものから8か月間、ちょっと、実施が出来なかったということで今回減額をさせていただいているという経緯でございます。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） といいますと、この事業はJUSAとは関係がないということですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 直接は、関係はございませんけれども、その方もですね、JUS Aとの付き合いがございまして、JUS Aがやる、ICT教育等の補助として、手伝っていただいているという形でございます。

○3番（仲田慶枝君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 最後になります。この事業とても興味深いのですが、ちょっと内容を知りたいなと思い、考えました。どこに来たら、教え分かるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） まちづくり課のほうが所管しておりますので、こちらのほうに来ていただければと思います。

○議長（山田厚司君） はい、ほかに質疑ありますか。

それじゃ先には、2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 26ページですね、6目の生活、生活習慣病対策費の、12節の委託料なんですけども、ここが300万以上の減額となっておりますけども、この要因としてですね、受講希望がなかったのか、それともほかの要因があつてこんだけの委託料になったのかつていうことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） この委託料ですね検診関係の委託のところよろしいですね。それぞれですね毎年この検診関係については、当初予算で、ある程度見込んだ、検診の数を予算計上させていただいておるところです。検診のほうも、順調に終わりました、これで事業が終わったものですので、まず、精算ということで今回、不用額となったものを減額というふうになりました。

○議長（山田厚司君） 減額の要因。減額となった要因。続けてどうぞ。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、続けます。実績のほうがですね、当初の見込みよりも少なかったということです。例年と比べてどのぐらいっていうのが、大体数字的に見ますとですね、おおむね例年といいますか、コロナでそもそも全体的にですねここ数年下がってますけれども、令和4年度については、ほぼ大体昨年と同じぐらいの検診のを受けた方がいらっしゃるということでございます。

○議長（山田厚司君） 2番浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） まずその当初予算がですね、わりと余裕を持って取り過ぎたっていう考え方ですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 昨年は確実にコロナの影響で予約制をとったりなどということで、減ってはおりますけれども、当初、令和4年度始まる時に、このコロナの終息がいつになるかわからないという状況で、仮に終息していた場合には健診に来られる方の数が増えますので、令和3年度実績で4年度予算を組んでしまいますと、予算不足が発生するというのは当然見込まれます。ですので、令和2年とか元年などを比較して、必要であろう予算は組みましたが、やはりこれらが終息していませんので、予算執行を満額使い切るほどの人がお越しになるということはなかったということで、残が増えたというふうにご理解いただければと思います。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい、予算の関係はわかりました。ただ昨年ですね、医師会等の検診体制っていうか、派遣がなかなか難しいよっていう、何かお話があったかと思えますけども、その辺でですね、例えば日赤だとかいろんなどころ出ていかなければならないってことで、そういった負担増があって、なかなか受診率がですね、上がらないのかなっていう懸念はありませんか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、うちは賀茂医師会のほうに委託をしておりますんで、当然のことながら賀茂医師会がうちだけでなく、全部のこの賀茂郡内をですね、ぐるっとこう見ていただいているところです。ですので医師会でできる範囲というのもございます。それとあわせて、こういったコロナの状況下ですと、それまで予約もなく、来ただけ受けられたんですけども、やはりそういったところでも、規制といいますか、予約制をとらなきゃいけないということで、令和元年以前よりも、やっぱりどうしても下がってしまう。一方で、医師会のほうもですね、昨年確か、乳がんの検診車のほうが、それまで2台だったのが1台になってしまったという経緯もございまして、やはりそういった意味で、いわゆるハード的な部分でですね、限界があるということです。で、医師会のほうにもですね、その検診車のほうを、今後、将来的に増やすとか、ことも出来ませんかねということで、ちょっと相談したんですけども、医師会のほうもなかなか、今度はその機会を、機械といいますかその来る車をですね、管理する人の問題それからお医者さんの問題、そういったものもあってなかなかこれも現実的には難しいということだったもんですから、何ていうかね、現状とすると、今の健診の状況をより、増えるというのはなかなか難しい状況にあるなというふう

思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 28ページの農林水産業費の3目農業振興費、18節の農業生産資材高騰対策支援金、これが、予算だと総額500万で、今回200万不用ってことになってるかと思うんですけども、300万については執行の状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） この受け付けは、実はもう終了してるわけですけども、何件かまだ、申請が出されていなくて相談の状態のものがございまして、遡及という形で受付をさしていただくかと思っております。ただ正直、県のほうが、施設園芸の燃料高騰対策のものをやってるわけですけども、うちが補助を開始してから、県のほうが受け付けを開始したと。かなり補助率が高いんですよ。県のやってるものと町がやってるのは、同じ財源で、国の地方創生臨時交付金を財源としておりますので、重複することが出来ないと。いうことで当初うちで考えていた、補助金、大分少なくなっているという状況でございます。なので300万円までとても執行出来ない。ではあるんですが一応予備的にとらせていただいております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

はい、ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 10、11ページ歳入をお願いします。1番下地方交付税なんですけども、先ほど、総務課長からちょっと説明もあったかと思えますけど、7,394万4,000円の増額ということで、普通地方税がこんなにたくさん来るのはちょっとびっくりしてるんですけども、もう一度この増えた要因っていうのを、原因をお知らせください。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） えっとですね。これにつきましては、国のほうが、経済対策の事業とかですね、経済対策に合わせた独自の地域活性化対策等を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として、臨時経済対策費ってのを新たに創設しました。これってのが算定に用いる指標ってのが、1人当たりの事業者数とか人口増減率、出生率、年少者人口比率とか、1人当たりの各産業の売上高ここら辺が指標になって

くるんですけども、うちみたいの人口が少ないとか出生率が少ないところだと、どっちかといえ、もらう金額が少なくなってくるんですけども、これに、県から基準財政需要額に加味されて収入額から差し引いて、今回の増額になったという格好にはなっております。これも多分、多分、今のところ単年度、だけですもんで、5年度は、こういうようなことはないと思われま。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） はい。臨時経済対策債対策費というものが基準財政需要額に、編入をされて基準財政需要額が膨らんだと、こういう解釈でよろしいですね。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

質疑中ですが暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時 4分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

質疑ありませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山勇君） 二つ、32ページの、公有財産購入費の津波施設用地購入費ってのはどここのことを指しているのか一つ、

○議長（山田厚司君） 議員これ、これ説明しましたよ。自分のところのすぐそばの写真

○10番（増山勇君） もう一つ、36ページの大田子海岸夕陽展望台の復旧工事なんですけども、この火災原因ってのは何であったのかってのはもう、原因はわかっているんでしょうか。その点教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） 先日消防署のほうから連絡がございまして、調査の結果というのは、断定、判定、推定、不明等の四つに分類がされるというところの中で、今回の火災は推定、に分類されるということでございました。どのように推定されたかというような細かな点については、町は把握はしておりません。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 推定とはわからないってことですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど課長が言ったように、断定という、もうこれです、議員がこれですってわかればいいんですけども、この推定というのはわからないと。ほぼ不明に近いというところで、推定だと、いうことだそうでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 先ほどの質問でね、こだわるようですけども、もう一度、この3,000万円、これを、予算を取って、そして、今回、これをもうなくす、来期補正か何かでとる、これに至った経緯を時系列で説明してください。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） 斎場分の土を動かすという費用で3,000万円、令和4年度当初予算で計上してあったわけですけども、現段階ではですね、その土を下に、移しながらというところは、現状の維持管理の中で、できるだけやってもらいたいというところが正直ございまして、それがある程度出来たと、最後に仕上げという部分については、追加工事になる部分があると思いますので、そちらを最後の改良工事っていうような形で、別途発注すると、3,000万より大分少なくなるんじゃないかと思うんですけども、そもそも、その段階で、じゃあどれを追加工事でしょうかということ判断させていただきたいなというふうに思います。なので昨今の今頃、これは別の部分だよって考えたことは、なるべく、現状の維持管理費用、つまり、土を運んできたお金で、の対価としてね、対価じゃないですけど、その費用の中でやっていただくと。いう工事に含めてくださいということを、一応、お願いしております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治。

○6番（高橋敬治君） いや、中が飛ばされてますんですね。結局、3,000万円1番、3,000万円かけて、1番上段のものを下へ下げようと、こういうことで、3,000万円とったわけじゃないですか。ところが、倉見合同会社と、そういう設計変更含めて、閉山することに合意がとれなかった、なかなかそういう、補償についても話が進めなかったと。そうこうしてるうちに、倉見合同会社とは、いつ、折り合いついたかわかりませんが、例えば去年の12月

私が一般質問した時点では、ほかに入れるものが、ところがないだとか、県からのやっぱり依頼があって、あるm³数を入れなきゃいかんようになったと。そうなると、例えば、今、上段なものを下に移すよりは、例えばそういうものを入れることによって、これから、仮設道ができる高さまでそういうものが来れば、効率よく、コストダウンで、上のものが下へ動かせると。うん。これはだから役場にとっても、役場っていうか、町にとっては非常にいいことなんです。一方で、そういうことによって、堤議員の一般質問のほうが出てたように、地区としては、余分にやっぱり運んでくるダンプの走行が増える、それから、閉山する。時間が後ろへ延びてるわけじゃないですか。そういうことをきちっとやっぱり地区へ話して、そして了解を得るべきじゃないかと思うんですけどね。違いますか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） 今当初の予定ですと、令和6年3月、閉山ということでございます。現在、2月末の段階ですけどもね。あとどれぐらい土を入れれば、1月の全協のときにお話しした断面になるのかっていうことを試算すると、1万から1万5,000ぐらい、あと入れれば、断面になるだろうというふうに思っております。上を動かした部分も含めてですけどね。なので、年間1万ぐらいと考えると、1年ぐらいで、終わるんじゃないかなという、現在、現時点での推定ですけども、考えております。それが、ある程度その県の土が入って、あるいは、台風シーズンの町の災害土砂なんかは、入れた段階ですとね、にならないと、あとどれぐらいかかるかっていうところは正直まだ見えてこない部分がございますので、もし、延長し、もう少し長くなりますということがはっきりした段階ですとね、区のほうには、説明をさせていただきたいなというふうに考えております。今、現時点では、ちょっとそこまでの段階ではないということを、ご了解ください。お願いします。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ちょっと今初めて聞いたんですけどね。例えばこういう土量プラス、上段の土量が幾らあるんですか。それを足し込んで、今、課長の答えだとね、あと1万とか1万5,000m³、こんな話って初めて聞きました今、そうじゃないですか。ほんで、閉鎖も令和6年3月末、こうなると今までの答弁と違うじゃないですか、今までは、この令和5年3月には終われない。それは、県からそういう、検討の中、いろんな条例があるものがあると。だからそれはある程度伸びるの仕方ないなど。でもそれは3か月半年のことでしようというふうに僕ら、僕は捉えてました。うん。だけどそれが何で令和6年の3月末なんですか。さらに1万5,000m³なんて数字はどっから出てくるんですか。これ初めて聞きました。

説明してくださいよ。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） あくまで図面上の推計値になります。上段の2段の内々上の1段ですね、以前説明したように、それ丸々じゃなくて斜路の分が、賀茂農林がやった工事の分の斜路の部分があると思いますんで、丸々ではないんですが、5,000m³ぐらいあるんじゃないかと思ってます。で、プラス、なんて言いますかね、前回の全協のときに、お示した図面で言いますと、1万m³だと、9段目まではいかない状態なんですよ。なので9段目まで、行く状態ですと、約1万ぐらい、1万かけるぐらいだと思うんですけど、搬入する部分が出てくるだろうと。それは断面から推定した。数量になります。これから、県の工事の土量が幾ら運びこまれるとか、全くわかんないわけですよ、実際に運ばれてこない町の数値は把握出来ませんので、あくまで令和6年末って言ったのは、土はある程度、町のほうで置くので、想定してるような数字で入ってきた場合の話です。なので、どれぐらい入ってくるかによって、あるいは災害の土がどれぐらい出るかによって、終わりっていうのは、ずれてくる、もちろんずれてくるんですけども、あくまで、考えている想定としてですね、それぐらいになるんじゃないかなというそう想像しているという状況でございます。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんかって聞いています。そっちが仕切る話じゃないですか。はい、6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） あのね、今の話でいくと、これいつ終わるかわからない話になってきてますよね。図面上だとか想定上だってそういう図面を書かなければいいわけじゃないですか。最初の話だと上の1段おろしますと、そして早期に閉山しますと、ね、入ってくる土が足らなければ、これで、久保田課長が地区に行って、入るものをなんで、入るものを何で入れたらまずいんですかって言った理由がよくわかってきましたよ。これはね。うん。でも、今までずっと一般質問等でやりとりしてきたのは、あそこの安全性のためには少なくとも災害残土を下におろすべきだと。いう話をずっとしてきたわけです。1段で足らなければ2段をやったらいいじゃないですか。ほかの残土を入れるんじゃないで、ほかの残土を入れるのは、我々は、今までの流れだとか、三堂川だとか、こういう町内の工事で、どうしてもやっぱり県が入れなければいけないものはしょうがないこれは、今までの流れでいけばね、やむを得ないだろうと3,000m³、4,000m³仕方ないだろうと。でもね1万m³入れるなんていうね、それは最終形を、自分がこういうふう書いて想定したら、1万ぐらい入る。だから入

るもの入れたら、何で悪いんですかっていうような発想になるんですよ、もともとの。改良工事の趣旨を考えてみてくださいよ。そしたらそんな発想にはならないはずだと思うんですよ。これきちっと答えてください、町長本当これでいいんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 状況でいきますと、県の見解で申し上げますけども、県は、25年災の残土、これは動かさなくていいというのが県の見解なんです。それを無理やり動かさなければいけない費用を私たちは出さざるを得ないという状況なので、なるべく経費はかけたくないのは、これもう完全な単費ですからね。ですからやっぱりそれも考えると、経費も、かるまることができる、プラス、今の現状で県から頼まれているということを勘案して、課長のほうは、断面を引いているというふうに私は理解をしております。ですから、仮に早期閉山、県の土だけ入れればいいということになれば上のものは動かさなくて、緑地化をして、閉山というのは1番早いんです。ただ、高橋議員が昔からおっしゃってるように、それはちゃんとおろして、なるべくこの傾斜をついていうふうにおっしゃってるんで、それをやるためにはどうしたら、予算が少ない中でできるかということを担当課のほうは考えているものと、いうふうに私は理解をしております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） だから町長それはね、ここ3か月半年のねことを考えてること3,000万円とったときの趣旨ってのは、今まで一般質問でいろいろやってきて、やはりあそこは形状を締めたための十分出来ないものが上の2段に積んである。これは非常にゆゆしき状況だと。だからそれを下におろそうと、いうところから始まっている話じゃないですか。そしていろんな状況が来てる、安くやるってのはそれは当たり前のことですよ。でも、あれに手をつけずにずるずるきたのは、倉見合同会社と、折り合いがつかなかったからずるずるきてるだけの話じゃないですかまずは、そしてその間に、入れるところがない、県、あるいは町の残りの分を入れざるを得ない、そして設計が変わってきたわけじゃないですか。話をずらしたら駄目ですよ。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 折り合いがつかなくてそれぞれ来たのはそのとおりだと思います。ただ、県の見解は高橋さんが言ってる、安定していないっていうのは、県を安定してるって言ってるわけですから、県の見解はそうなんです。それを無理やり下におろさなければいけない。危ないというふうに言われている意見があるんだったらそうしなければいけないと思っ

てるんで私たちもそうはしたいというふうに思ってるんですけども、高橋さんの一般質問中のご意見だと。あくまではこれは別契約を結ぶべきだと。いうふうにおっしゃってましたんで、そうすると、そこに行けるまではある程度終わって別契約にしないといけないということも、担当のほうでは思っていました、今土を入れてるものを、ぜるのは別契約。ただ、今入れながら上をちょこっとずつやってくださいねということで今、下のほうはお願いをして、その部分も含めて、経費の節減を図りたいと。いうふうに担当のほうは、会社さんのほうと折衝されているというふうに私たちは思っております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それもまた話のすり替えでね、だから私がべ、それは別工事だと言ったのは、倉見、最初の話だと、もう、応じない、応じないけども、例えば強制的にもう今の段階で受入れを中止しなさいと。受入れを中止して、上のやつを移動して、安定を図って終わるべきだと。こういう話をしたはずですよ。だからかなり状況変わってきてるんですよ。最終的にコストダウンはいいんですよ。でも正確な話をしてくださいよ。とてもこういう、今みたいなね、説明で、最終的には、今出てきたのは、動かさなくてもいいと県が言ってるよね。でもあの工事は、12月のときに私、訂正しましたけども、林地開発許可、これが通常はいるんですけども町やる工事については、林地開発許可は要らないんですよ県の。ね、町が自分らの責任においてやるんですよ。だから町、県がどう言おうと、まずは町が、自分らがあそこ、いろいろ、一般質問の中で、安全性に問題があるという指摘があって、確かにその部分あるなど。だからこれは改良工事しましょうと、納得して取った3,000万じゃないんですか。県がどうのこうの、県はそれ動かさなくてもいいだとか、なんだった今日初めて聞きましたよ。当初言っていないやん、町は動かすって言ったんですよ。ちょっとおかしい。もうこれ以上、質問してもね、しょうがないんで、ただ、国はね説明してあげてくださいよこういう状況ですよと、入るものを入れたら、何で悪いんですかなんて発言が出ないように、しっかりと、説明してくださいよ。

○議長（山田厚司君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前 2時24分

再開 午前 2時25分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） 高橋議員が今おっしゃられたようにまだ入るんだから、入れたら何が悪いんだっていうことは私は、そういう言い方はしておりません。区のほうでね、そういうふうに、もしかして捉えられたかもしれませんが、それは11月に行ったときのお話をされているのかなと思うんですが、ほかに、捨てる場所がないと、民間のところも、捨てられない状況になっているので、もう少し入れさせてほしいというそういう言い方で私は説明をさせていただいておりますけども、何度も言いますが、令和6年3月、ぐらいに終われたらいいなってそれはあくまで、予想の話でね、何度も言いますが、土がこれからどれくらい入ってくるかってのはわからないと、いう状況でございますので、もし1月の全協のときにお話しした断面まで行かなければ、もう少し少ない段階で終わりというところももちろん想定されます。その場合、上のほう中途半端に終わらせなきゃいけないので、ある程度整地をして、お返しするという形に、なるんじゃないかなというふうに考えております。何分、こうなりますってはっきり言えないところが非常に心苦しいところがございますけども、ある程度の見込み的なものは、区にその修繕をしたところのお話を行った時にですね、させていただきたいなというふうに思います。

○議長（山田厚司君） はい、6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、私の言ったような発言してないっていうけどこれは私はまたぎきです、私がそこに同席してたわけじゃなくて、これは区の同席した、堤議員から聞いた言葉です。これはね。だからそれでもし、違ってるそのとおりだという、堤さんが言えば、私の間違いです。ただね、今の言い方で、令和6年3月に終わればいいなと、普通こういう言い方したら、どういうふうに思います。3月までに多分終わらないよと。ひょっとしたら、それ以降延びるよと、こういうふうにとるのが当たり前じゃないですか。3月末に終わればいいなってことはそれまでに、ね、終わらなくて恐らくそれ以上伸びるよっていう言い方だと思うんで、それって非常に今あと1年後でも、1年後に何とか終わればいいなって発言でしょ。違うんですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） 残土処理場が西伊豆町にもない、松崎町に全くないという状況で、全くなくなれば工事が出来なくなるということを、今状況です。鷹ノ巣以外の民有地についてですね、借りられないかという交渉は今、別途何箇所かで進めております。そちらの合意が捉えれば、そちらをお借りして土を入れさせてもらうということを、現在並行して

ね、作業を進めておるところでございますけども、何とかそれを来年内にまとめたいというところで今、順次作業していると。そういった意味で令和6年3月ぐらいに、切替えられればいいなと。それはあくまで私の個人的な考えで、そうなるかまだわからないんですけども、そういう想定で今進め、仕事を進めさせていただいている。という状況でございます。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 高橋さんからの話が出たからですけども、課長ねあんとき、あったときに、私言いましたよね。あなたは、もっと残土もたくさんもう少し、入れさせてもらうようになりかねない。君は公務員で、誓約しただろうと、ねえ、町民のために、働くと。なんで倉見合同会社のほう、そっちが側の立場に、立って話をして、また、増えるかもしれません。覚えてない、言った言わないになるからもうあれですけどそれ、それは覚えてないですかその、どうして君はそっち側の倉見合同会社のほうに立って話をするんだと。私は叱った覚えがあるんですよ。2人来てて、係長と君がきて現場で、覚えてないですかそれは。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之） これも言った言わないになってしまいますが、今そのような話を、されたというのは記憶にございます。それは、鷹ノ巣に土を入れたいとか、あるいは補修が満足に出来ていないというような部分で、私が弁明した、ことに対して、合同会社の方を持つなというような、お叱りを受けたというふうに記憶しておりますが、もちろんそんなつもりは私はありませんで、ほかに捨場がないので、もう少し入れさせていただけないかということをお話をした、私はそういうつもりでおりますけども、

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それをお話してるときで際もねえ。車、白いトラックあるいは5トントラックかな。5台、来てるんですよ。で、ガーってやって鎮圧してる場所、君も一緒に見てるじゃないですか。見てなかったあのとき、見てますよね。そういうふうな話で、どこの捨てられないところがあるんだからここ捨ててください。あのとき区長の発言だと、区長は、町内で出る残土は工事だからしょうがないけど、ほかのところから何で持ってくるんだって、そういうことも言ったと思いますよ。俺もいやもう、区長はいないからと言った言わないんだろうけど、だからねえ。ちゃんとしてくださいよ。今ね盛土でね、あの熱海のあれからね。非常に神経質になってますよ、一色のあれがドーンと流れて、仁科川にまで来ちゃったら、もう大変な土石流になると。上はね。あれ林道開発やって県が、あそこに、林道の残土、捨てたんですよ。当時、安良里に大雨が降ったときに、藤井町長からその残土を捨てる場所がな

い。たまたま教育長が一色の方で、お話があって、どうだい堤君ということで、しょうがない、あれしましょうということで、あそこに捨てた。捨てたけど、いろいろなものを持ってこられたもんで、あれじゃ困る。それでいろいろお話し合いをした。経緯があると思うんですけどね。だから久保田課長には余りきついこと、君も、産業建設課長にねなつたばかりで、その経緯などは余り知らないと思うからですけども、そうやってね高橋議員がずっと鷹ノ巣の一般質問をしてきていましたんで、専門家ですので任しておりましたけどもやっぱり上の2段というのはそういう残土が入っているということで、崩しながら、混ぜながらこう下に持ってて、鎮圧していただければ、一色町内会としてはいいなど。私は町内会長としてそう思ってるわけです。だからあれですよ。そういうふうに、立場はわかりますよ。でも、ここしかないから、もう少し入れさせてくださいって言ったのは君ですよ。私はそういうふうに考え、覚えます。

○議長（山田厚司君） 今いいですね。はい、

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私はですねさっき町長の発言で、県は動かさなくてもいいって言うものを、町はそれを、やっぱりいろいろあったんで動かすんだという発言ってのは初めて聞いたんですよ。ね、もともと、私は一般質問やってきて、林地開発だと思ったから県はいいと言ってるのかっていう質問してきたけども、実はこれ林地開発から、町の行為だから外れてるんですよ。だから開始と終了を届けていけばいいんだと。ということはこれは町の責任でやってるわけですよ。そして質問でずっと一貫してきたのは、本当に、あのやり方でいいのかってことをやってきて、それを認めたから、改良しようっていう判断になったはずなんですよ、県はいいって言ってるものを、町はね。金かけてやるんだっていう発想発言を初めて僕、聞いたような気がするんで、これは証明してください。そういうことをいつ町長が、私を含めた皆さんに言ったのか。ね。そして、今の流れからすればですね、やむを得ない部分あるんですよそれは、それは承知してます。だけどそういうのはきちっと、やっぱりそうなった理由だとか、そういうものを、時系列でまとめて、そして区のほうに説明してやってくださいよ。ね。そして、上の1段だけで本当にいいのか、2段までやっぱり取る必要はあるのか、これもうそれなりの理由をつけて、地区の人なり、我々に説明して最終的にこうしたいんだと。何千万もかける費用ですよ。そういうきめ細かな説明してくださいよ。だから最後の質問しますってのは、町長がさっき言った件は動かさなくてもいいって言うのをやるんだという発言初めて聞いたんで、今まで我々に言ったことない発言だと思うん

でね。僕は思ってるんで、これいつ言ったか、その後で結構ですんで証明してもらいたい、それだけ要望して、質問を終わります。

○議長（山田厚司君）　じゃあその件についてはですね町長含め議事録と、がどこまであれなのか、その辺を、調査して、後日、示すということによろしいですか。そのようにします。調査をした上で報告するというふうにしますんで、よろしく願います。

ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君）　重たい質問が続いたんで、私ちょっと、ちょっと苦言なんだけど、27ページのね、町営斎場管理費、ところで説明があったんだけど、こういう、全然、おぼけ状態のところで、財源更正って書いたってことね。これを今後、説明なりなんなりゼロを入れるなり、改善していただきたい。それだけ、ここは、それとね、17ページ、サンセットコインのポイント失効の話があって、会計上の処理は、それ、会計上に処理し、会計上で処理するって話があったんですけど、これ、どういう処理するのかって、金銭的にね、どういうふうに動くのか。どっからどういって、お金がね、どういうふうに動いて、この分、未利用分が、ゼロになるのか、そういう操作ってのは、どう、どういう操作を踏んでいくのか、ちょっと説明してもらえますか。そういうところは、10%分を含めてね、10%分を絡めて、10%分を絡めて、だから、どういうふうに処理していくのかってことを、説明してもらえますか。それともう一度確認したいんだけど199万円ってのは、これ10%入ってないんだよ。入ってるの。その辺も。

○議長（山田厚司君）　はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司 君）　まずこのポイント失効分なんですけれども、いわゆる公会計上です、どういうふうにごめんなさい、その全体のお金を、どういうふうに使われたかというのを示すために、まず、例えば、サンセットコインが100万円、全体で使われたとします。で、その財源が、使われた分が90万円使われなかった分が10万円というのを明らかに、しなければならないというのがございますので、そのために、実際のところ、その10万円の失効分というのが出てくるわけです。この10万円というのは実際はお金は全く動きません。歳入でいきますと先ほどお話しされた17ページのところに、199万9,000円ってのが出てきます。歳出の部分については、30ページの、5,399万9,000円。この中に、199万9,000円が含まれています。この5,399万9,000円の財源を内訳を説明しますと、10%還元分の個人チャージ分が、5,000万円。出産子育て応援交付金事業給付金分が200万円。ポイント失効分

が199万9,000円ということで5,333万になるわけなんですけれども、要するに歳入歳出、プラスマイナスゼロという、いうことの処理をするだけであって、実際のところはお金は動きません。会計上で、どういうふうな、100万円とするなら100万が使われたかというのを明確にするために、このような処理を行っている、というような状況でございます。10%分については、失効期間はまだ迎えておりませんのでここは入っておりません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝） よくわかりました。それで続いて25、27ページだ。教育費のところ、33ページ、教育費のところ、2目の事務局費ですね。ここで補助費の高校生給付型奨学金つてのがこれが144万円減額になってるんですよ。これはどういう理由でしょうか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） こちらにつきましては、あのですね、高校生の給付型奨学金が144万円減額となったという理由ですが、当初ですね、こちら予算額は258万、よって、計上させていただきましたが、実際に見込額が114万円となる見込みです。その理由としましては、実際に当初、5名の子供を新規で予定していましたがその方が、結果ゼロだったということと、あとは、今まで受けてなかった子供がですね、実際に2人、受けられなくなったという状況がありまして、その分をですね、今回、144万円を減額をさせていただいたという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤議員、よろしいですか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 先ほど私答弁の中で、浅賀議員のご質問に対して、賀茂医師会の検診車のお話させていただいたんですけど訂正をさせていただきたいと思います。令和3年度から、検診車1台来てるんですけども、その検診車は賀茂医師会ではなくてですね、沼津の聖隷沼津の健康検診センターの車だったということで、私はそれを賀茂医師会の残る一台だと思ってたんですけど、それが賀茂医師会ではもう、その車がなくてですね、今きてるのが沼津の聖隷の車だということで、そこを訂正させていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑はありますか。はい。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 伺いたいのは、33ページの、国際教育推進費のところ、会計年度任用職員報酬のところ、外国人指導員が、マイナス300万円というところと、それと関連しま

して17ページの、雑入のところALTと、住居負担金、43万3,000円の減というところ先ほどCIRの退職に伴いというようなことをおっしゃいましたけれど、今年度はALTはJETプログラムではないところから来ていただくというようなことをおっしゃった記憶がございますが、この辺のところALTが、CIRは今年度どういうふうになってきたかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 町長。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘） 4月当初はですね、ALT2名、CIR1名で進めておりました。実際に年度途中ですね、6月に、またCIRが1人帰国したということで、帰国したということで、あの分の、今回報酬の部分をですね、減額をさせていただいたということがございます。それに伴いまして、歳入の住宅使用料のもの、その分が減ったということで、今回、収入の減と報酬の部分の減をさせていただいたということがございます。それにかわるものということで、今地域おこし協力隊としてですね、雇用させていただいた、職員1名をですね、今ALTとしてですね、いろいろと学校のほうに行っていて、勤務をさせていただいてると。いう状況でございます。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はいそうしますと地域おこし協力隊の方にALTとして働いていたという報酬はどこから出てるんですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司 君） 総務費の地域開発費のほうから補正予算っていう載ってないですかね。すいません補正予算にはのってきませんけれども、当初予算のところですね、地域開発費の報酬のほうから支出されています。

○議長（山田厚司君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 最後になりますが、CIRが途中帰国したという理由ですが差し支えなかったら教えていただければ。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 個人の理由ということで、個人ですね、いろいろ理由があって、今回急遽、退職という形になりました。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めますこれで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第13号、令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 2時49分

再開 午前 2時57分

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第14、議案第25号、令和4年度西伊豆町一般、一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第25号は、令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）でございませぬ。こちらにつきましては議案番号順に進んでおりませぬけれども、西伊豆町の本

庁と光ケーブルで結んでおります。ケーブルが大分傷んでおりまして、大変急を要しておりますので、順序を繰上げて、議案の上程で審議をいただければというふうに考えております。

詳細につきましては担当課長のほうから説明を申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第25号、令和4年度に西伊豆町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ300万円を追加し、それぞれの金額を99億3,600万円としたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款項補正額の順に朗読します。18款繰入金、1項繰入金ともに300万円。歳入合計に300万円を追加し、99億3,600万円としたいものです。歳出です。款項補正額の順に朗読します。2款総務費、1項総務管理費ともに300万円。歳出合計に300万円を追加し、99億3,600万円としたいものでございます。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。これにつきましては、先ほど説明しました第1表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。これにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。今回の補正は、地域公共ネットワーク、光ケーブルの断線に伴う緊急補正をお願いしたく、追加上程をしたものでございます。町村合併の際に、町の各拠点を結ぶ通信インフラとして、平成16年度に整備し、19年間に経過しております。3月2日の深夜に、伊豆海認定こども園及び田子出張所のネットワークが断線し、予備ケーブルへの切替え作業に相当の時間を要し、役場業務に影響が発生しました。断線箇所は、川筋学校線、通称関連道のジル谷橋から、田子小学校方向へ100メートル程度下った箇所で、ケーブルが木の枝と枝の間を通り抜けている箇所で、長い年月の間に風により、木で擦れてケーブル被覆が剥がれ、断線したものでございます。今回は、早急に対応しなければ行政事務の停滞を招きますので、応急対応として、木で擦れてケーブル被覆が剥がれ、光ファイバーが露出している部分に、クロージャール光接続箱を設置し、クロージャー内で、断線したケーブルをつなぎ直す作業を実施したいものでございます。2、歳入です。18款1項1目財政調整基

金繰入金300万円。財政調整基金から繰入れます。3、歳出です。2款1項11目、300万円、委託料として、光ケーブル断線箇所補修業務を計上いたします。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今の課長の説明だと応急的な修理で、例えば、その部分を切り取って新替えするとかじゃなくて、応急的にやる、いやそれで間に合うのかとかいつまでもつのかとか、そういうことがあると思うけど、どうなのか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい実は今回ちょうど、何て言うんですかね、税の申告の日でありましたけどもその1か月ぐらいにも、前にもですね同じようなことが起こっております。それも部分的に、何とか解消されましたんでよかったんですけども、今回はそれがもっと大規模な状況になっているということで、当初予算のほうには、大規模に改修する費用は盛り込まれておりますけれども、この当初予算が可決して、年度が変わってからの工事では、多分もう間に合わないぐらいやばい状況にあるということなので、あえて今回補正予算を取らせていただいて、この予算が通過後、新年度予算が使えるまでの間に、応急的な補修をさせていただきたいと、年度が変わってから、しっかりとした改修工事をしたいというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、

ほかに質疑ありますか。

2番浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今回のお話ですと田子地区の関係だったんですけども、以前にですね、宇久須ですとか、安良里の窓口も使用出来ませんという放送があったんですけども、この工事ですと、そういったことの影響とか改善等も図られる予定になってるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あの光ケーブル一本につながっておりますんで、当然、ここが駄目になりますと宇久須、安良里も切れるという状況になりますから、仁科の本庁付近であればつ

ながってるんですけども、そこが悪さをしますと、田子小学校からずっと北側の部分は全部、飛ぶかたちになりますんで、応急的にそうならないように今回、緊急で、年度が変わる前にやらせていただきたいというものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑は。はい、

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これをいわゆる本庁から各公共施設を結ぶ、これ専用回線ですか。平成、確かに16年で19年間たってるって言ってましたけども、7、8年前にね、いわゆる町内、光ケーブル通じてるんで、こちら例えば、流用できる回線ってのはないんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今回のこの線が地域公共ネットワークの線で、本庁とかですえ支所出張所で窓口業務とか、各職員の端末が全部この地域ネットワークの線につながってますもんでこれの代替になるものはありません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第25号、令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第15、議案第14号、令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第14号は、令和4年度、西伊豆国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。はい。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。それでは、議案第14号についてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ785万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,870万円としたいものでございます。

2 ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正。歳入です。款項補正額の順に朗読させていただきます。1 款、国民健康保険税、1 項国民健康保険税ともに、300万円の減、5 款県支出金、1 項県補助金ともに、33万2,000円の減。7 款繰入金。43万円の減。1 項他会計繰入金、391万3,000円の減、2 項基金繰入金、348万3,000円。9 款諸収入、408万8,000円の減、1 項、延滞金、加算金及び過料、38万5,000円。3 項雑入。447万3,000円の減。歳入合計から785万円を減額し、13億2,870万円としたいものです。

3 ページをお願いします。続きまして歳出になります。3 項、国民健康保険事業費納付金、0、増減なしです。1 項医療給付費分、2 項、後期高齢者支援金等分、3 項介護納付金分ともに0円。こちら財源更正となります。5 款保健事業費、104万円の減、1 項、特定健康診査等事業費、31万円の減、2 項、保健事業費、73万円の減、6 款基金積立金、1 項基金積立金ともに245万円の減。8 款、諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、ともに436万円の減。歳出合計から、785万円を減額し、13億2,870万円としたいものです。

4 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。2 ペー

ジの第1表歳入歳出予算と同様ですので、省略をさせていただきます。続いて歳出です。こちら、2ページの第1表と同様ですので、省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりとなっております。

続いて5ページをお願いいたします。2、歳入です。主なもののみ説明をさせていただきます。1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税、300万円の減。こちら被保険者の75歳到達による、後期高齢者医療保険への移行及び死亡等によります減少によりまして、医療給付費分の特別徴収分を220万円。後期高齢者支援金分の特別徴収分を、80万円それぞれ減額するものでございます。7款1項1目一般会計繰入金。391万3,000円の減。こちらは、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定に伴い減額するものです。7款2項1目、国民健康保険事業基金からの繰入金348万3,000円の増。こちらは決算見込みに合わせまして不足する財源を繰り入れるものでございます。

6ページをお願いいたします。9款3項6目。雑入。503万9,000円の減。こちらは令和3年度の保険給付費の実績確定に伴う減額でございます。

7ページをお願いします。次に、歳出となります。3款、国民健康保険事業納付金、1項、2項、3項は、補正はゼロですけれども、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定に伴いまして、財源内訳を変更するものでございます。

5款保健事業費、1項及び8ページの2項は、事業の終了及び決算見込みに合わせまして、不用額を減額させていただくものです。6款1項1目。基金積立金。245万円の減。こちらは決算見込みに伴いまして、積立金を減額するものでございます。8款1項3目償還金。436万円の減。こちらは、令和3年度の保険給付費返還金が確定したことによります。当初予算額から不用額の分を減額させていただくものとなります。以上簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 5ページですね、5ページの保険、県支出金のところですけど、ところで、保険給付費のところ、保険者努力支援分で、これ84万円減額になってるんですよね。これ、結構、西伊豆町努力してると思うんだけど、何で減額になったのか、わかったら

教えてください。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。こちらはですね歳出の5款2保険事業費がございます。特定健診等の事業費のところになりますけれども、こちらがですね、例えば印刷製本費とか郵送費とかあります。で、要は事業が終わったことでこれを減額しました。これに合わせて、その分の歳入が、ここに財源がリンクしておりますので、それによって、減ったということですから歳出のほうの、予算を動かしたことでこちらが影響を受けたということになります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） それでは歳出のところの7ページのね、一般被保険者分から介護納付金までのところでこれは財源更正してるんですけど、財源更正した理由は何でしょうか。

○議長（山田厚司君） すいません、暫時休憩します。

休憩 午前 3時17分

再開 午前 3時19分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） すいません。財源構成の内容なんですけれども、5ページの歳入のほうですけど、一般会計繰入金の中に、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業費繰入金がございます。で、芹澤議員がおっしゃってありました。歳出のほうの財源がですね、こちらが、この三つに当たるわけですけども、これは毎年11月ぐらいにですね、税のほうで、何ですかね。国保税で軽減等が決まるんですけど、つまり、税金がもともと入る予定だったんですけど軽減によってそれが減る。その減った分を、どうするかというと、この基盤安定とか財政安定化で補うわけですね、その部分が、要は、その軽減分の金額が確定した。ために、一般会計の繰入金というのが、それに合わせて変更されたということですから。つまり、それによって財源が変わったということですね。繰入金が少なくなったのでその分、一般財源で見なければならなくなったということで、金額、金額というかその予算額全体では、変更ありませんけれども、その財源の中身を変更させていただいたというものに

なります。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 繰入金が減ったってのはこれ社会準備基金が減額したってこと。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） すいません、もう一度お願いします。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 社会準備基金ではなかったけ、みんな決めてるんだよね。たしか。繰入金とか、そこが減額したってこと、繰入金。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 簡単に言いますと、国保税で、税が6月で住民税が決まりますと、それに基づいて税金かかるんですけど、軽減世帯が出てきますね。で、軽減されるということは、もともと10割入る分が、例えば6割軽減とか4割軽減になりますと、その分が入らなくなってしまうんです。で、それは制度上、穴埋めしてくれるようになってるんですね。それを入れないと、国保会計が財源が足りなくなってしまうので、それで制度的に一般会計から繰入れて、ここの国保会計の中で運用するというのが、制度上決められてますので、つまり、6月の住民税確定に合わせて税額決まります。その税が決まったときに、軽減の、金額が、本来入るべき金額が軽減によって入らなくなった、その分をここで補うという仕組みになっています。ですので、年度末になるとそれが、数字が確定次第、動かなくなつて確定しますので、それに合わせて、予算上をそれに合わせて財源の中身を変えたというものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、

ほかにございますか。はい、

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 6ページのですね、9款3項3目のこの不正不当利益返納金ってのは、どういった事例だったんでしょうか。そういう事例ってのはよく起こる事例なんでしょうか。総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これにつきましては、社会保険に加入していた人が、加入したが、したけども、国保の喪失届を出さずに、国保の保険証を利用していた方に、対し国保で支払った保険診療分等の返還です。これが、38万円、すいません、12万8,000円か8件分です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第14号、令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第16、議案第15号、令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第15号は、令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 議案第15号についてご説明をいたします。

1 ページをお願いします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,780万円としたいものです。

2 ページをお願いいたします。第1票。歳入歳出予算補正、歳入です。款項補正額の順に朗読をさせていただきます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料ともに、81万6,000円。3款繰入金、1項一般会計繰入金ともに、226万6,000円の減。4款繰越金、1項繰越金ともに42万4,000円。5款諸収入、4項雑入、ともに、2,602万6,000円。歳入合計に250万円を追加し、3億2,780万円としたいものです。歳出です。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金ともに102万6,000円の減。3款、諸支出金、2項繰出金、ともに2,602万6,000円。歳出合計に、250万円を追加し、3億失礼しました、歳出合計に2,500万円を追加し、3億2,780万円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正、予算事項別明細書、1款、総括歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略をさせていただきます。次に、歳出です。こちら、2ページの第1票と同額で、同様ですので省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いいたします。2、歳入です。1款1項1目。後期高齢者医療保険料、81万6,000円。当初の保険料は、広域連合の試算により計上してはいますが、決算見込みに伴いまして現年分の特別徴収保険料を594万4,000円減額、普通徴収保険料を651万円増額するものでございます。3款1項2目、保険基盤安定繰入金、226万6,000円の減、歳出の3款後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金の確定に伴いまして、減額するものでございます。4款1項1目。繰越金。42万4,000円。前年度繰越金を全額計上するものでございます。5款4項2目、雑入、広域連合負担金過年度返還金、2,602万6,000円。こちらは、令和3年度の事務費及び療養給付費負担金の確定を受けまして、広域連合から、超過納付金納付額の返還金を計上するものでございます。

5 ページをお願いします。3、歳出です。2款1項1目。後期高齢者医療広域連合納付金、102万6,000円の減、保険料の増額と、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額となります。3款2項1目一般会計繰出金、2,602万6,000円。これは、令和3年度の事務費負担金及び療養給付費負担金の確定を受けまして、広域連合からの返還金を、後期高齢者医療特別会計で一旦歳入をし、同額を一般会計へと返還するものでございます。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第15号、令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第17、議案第16号、令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第16号は、令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。はい。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第16号についてご説明させていただきます。

1 ページをお願いします。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,320万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,000万円としたいものです。

2 ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款項補正額の順に朗読をさせていただきます。1款保険料、1項、介護保険料、ともに320万円の減。3款、国庫支出金、149万4,000円。1項国庫負担金、2,180万7,000円の減、2項国庫補助金、2,330万1,000円。4款、支払い基金交付金、1項支払い基金交付金ともに、3,840万4,000円の減。5款県支出金、1,670万円の減。1項県負担金、1,541万円の減、2項県補助金、129万円の減。6款繰入金、1項、一般会計繰入金ともに639万円の減。歳入合計から6,320万円を減額し、14億2,000万円としたいものでございます。

3 ページをお願いします。歳出になります。1款総務費、216万6,000円の減。1項総務管理費、総務管理費、144万円の減。失礼しました184万円の減。3項、介護認定審査会費、32万6,000円の減、2款保険給付費、3,672万6,000円の減。1項介護サービス等諸費、2,870万6,000円の減。2項、介護保険サービス等諸費、332万円の減、3項その他諸費、4項、高額介護サービス等費、5項高額医療医療合算介護サービス等費、ともにゼロ円。5項、高額医療合算、介護サービス等費、失礼しました。6項、特定入所者介護サービス等費、470万円の減、5款地域支援事業費、159万1,000円の減。1項介護予防生活支援サービス事業費、0円。2項、一般介護予防事業費、100万円の減、3項、包括支援事業任意事業費、59万1,000円の減、4項その他諸費、0円。6款、基金積立金、1項基金積立金ともに2,271万7,000円の減。歳出合計から、6,320万円を減額し、14億2,000万円としたいものでございます。

4 ページをお願いします。歳入歳出補正予算。事項別明細書、1、総括、歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

5 ページをお願いします。2、歳入です。主なもののみ説明をさせていただきます。1款1項1目、第1号被保険者保険料の特別徴収、320万円の減、こちらは死亡等によります被保険者の減少による減額となります。次に歳出2款の保険料の減額に伴いまして、歳入の次の額をそれぞれ、関連して減額いたします。3款1項1目、国庫負担金の介護給付費、2,180万7,000円の減と、4款1項1目、支払い基金交付金の介護給付費、3,665万2,000円の減、それから6ページの5款1項1目、県負担金の介護給付費、こちらが1,541万円の減。

6款1項1目一般会計繰入金の介護給付費、458万9,000円の減です。

5ページお戻りください。続いて同じように歳出5款の地域支援事業費の減額に伴いまして、歳入の次の額をそれぞれ関連して減額いたします。3款2項2目、地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、こちらが129万9,000円の減。と、3目の地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）、96万7,000円の減と、4款1項2目、地域支援事業支援交付金、175万2,000円の減。それから6ページに移りまして、5款2項1目、こちらは、地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合事業、81万円の減、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）、48万円の減。

次に6ページ、6款1項5目、その他一般会計繰入金、205万6,000円の減、こちらの介護保険事業計画の策定に伴うアンケート調査業務の終わりましたのでこの精算により、委託料が減になったことによるものです。

7ページをお願いします。続きまして3、歳出です。1款1項1目一般管理費、484万円の減。内訳は、10節の印刷製本費、12節委託料、13節使用料で、各種業務の終了によりまして、予算の余剰金を減額をさせていただくものです。2款1項1目、居宅介護サービス給付費、2,890万6,000円の減、要介護認定者数の減少によりまして、在宅サービスの利用が減少したことにより減額するものでございます。

8ページ下段をお願いします。2款2項3目。地域密着型介護予防サービス給付費、222万円の減、こちらは要支援の方の認知症対応型共同生活介護、の入所がなかったことによりまして、減額をさせていただくものです。

次に10ページをお願いします。2款6項1目。特定入所者介護サービス費。470万円の減。これは介護施設に入所している方の食費と居住費について、限度額を超過した額を、ここで支払う費用なんですけれども、欠損決算の見込みにより減額をさせていただくものです。

11ページをお願いします。5款2項1目。一般介護予防事業費、100万円の減。一般介護予防事業の終了によりまして、委託料を減額をするものでございます。

12ページをお願いします。6款1項1目。介護納付費遵守準備基金積立金。2,271万7,000円の減。こちらは国、それから、支払い基金及び県の介護給付費負担金等の交付決定に及び内示額の、内示によりまして歳入予算の減額に伴い、積立金を減額するものでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。はい。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 国保の関係と同様にこの財源構成ってのが随分目立つんだけど、例えば7ページでの場合、この財源構成の理由は何ですか。ここ8ページに載ってる財源構成、ずらっと載ってるんだけど、7ページから、介護サービス等諸費のところまで3個か。こっから財源構成になってるんだけど、この辺の財源構成のした理由は何でしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 例えばですね、7ページの1番下の地域密着型介護サービス給付費でございますけども、結局の国県の支出金が介護給付費が減ったから減りまして、その他財源ってのはこれこれ、その他財源は基金からの財源も減ってます。一般財源の保険料が増えてるっていう格好で行って来い、このような格好になってます。全て介護給付費の事業費のほうが減ってますもんで、その関係で国県とかですね社会報酬の診療支払金から入ってくるお金が入って、その分を一般財源のほうを入れるような格好での財源更正です。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 社会診療報酬基金のほうは査定が減額されたってこと。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 社会保険診療支払い基金だけでなく、それぞれかかった、し、いわゆる支出の額に対して、負担割合がそれぞれ決まっています。ですので、100減ればそのうちの国が何%、支払い基金何パーセント、それから一般財源で何%見なさいという、その決まってるので一つの事業が減額されると割合に合わせて、それぞれ支払い基金、国、町というふうに連動して、負担の金額が変わります。それが動くことで、財源が変わっていくということで全て連動しているのです、支払い基金だけということではございません。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤孝君） 例えばね、8ページの2款、5項のところの、介護施設介護サービス給付費、1,471万4,000円のその他、中身は何なのか。どこの財源から来て、どこの財源が減らされたわけ。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、例えばこの、その他の欄でございます、1,471万

4,000円ですよね。これがですね歳入の4款1項1目。4、1、1、5ページの下になりますけれども、ここに介護給付費交付金が入ってございますが、これが全体で言いますと3,665万2,000円の減となっております。この中の一部が、1,471万4,000円。今、芹澤さんがおっしゃった歳出のですね、介護、施設介護サービス給付費、これに含まれております。なので、この、予算書の中ではですねちょっと全体が見えにくくなってはおりますが、それぞれ、今みたいな形で、様々なところに財源が振り分けられておりますので、一つが動いてしまうとそれに合わせて全部が動いてしまうというような内容になってはおりますのでちょっとこう、見た目では、大変わかりにくいんですけども、そういう仕組みでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第16号、令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第18、議案第17号、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第17号は、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは議案の第17号、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について説明いたします。

今回の議案は、令和4年12月議会において、議案審議前に、静岡県市町総合事務組合同規約に川根町が入っていることを、松田議員が指摘し、直前で、議案の訂正、差し替えを行い、川根町及び太田川原野谷川治水水防組合を削り、議決を得た案件でございますが、静岡県市町総合事務組合に協議書及び議決書謄本を提出したところ、指摘があり、川根町は、平成20年3月31日に閉庁しており、既に組合同規約から削除されているので、太田川原野谷川治水水防組合のみ削除したものを改めて提出してほしいとの依頼があり、議案について調べたところ、平成20年3月議会において、川根町は削除されていましたが、改正規約を、例規集加除業者に未提出であったため、改正されていなかったことが確認出来ました。議会事務局を通じて、全国町村議長会に確認していただいたところを、改めて変更する議案を上程する方法もあるということ伺いましたもので、今回、改めて上程をさせてもらうものでございます。

今回の一部改正は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である、太田川原野谷川治水水防組合が、令和5年3月31日付けで解散し、あわせて組合からも脱退するため、規約の該当箇所を削除したいものでございます。新旧対照表の3ページをご覧ください。別記1の2、改正案の左下5ページの、別記、2の2、改正案の下段の第3条、第2号及び第3号に関する事務の左下では、いずれも太田川原野谷川治水水防組合を削除しています。1ページをご覧ください。附則として、この規約は令和5年4月1日から施行いたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第17号静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 3時57分

再開 午前 4時 3分

◎議案第18～24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

お諮りします。

日程第19、議案第18号、令和5年度西伊豆町一般会計予算。

日程第20、議案第19号、令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算。

日程第21、議案第20号、令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第22、議案第21号、令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算。

日程第23、議案第22号、令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算。

日程第24、議案第23号、令和5年度西伊豆町水道事業会計予算。

日程第25、議案第24号、令和5年度西伊豆町温泉事業会計予算、以上。

7会計の予算について、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第18号から日程第25、議案第24号までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。

議案第18号から議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定により、議案の朗読は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） はい、議案第18号から24号につきましては一般会計予算、これ平成5年度でございます。そこから他の6会計、ございますけども、こちらを詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第18号についてご説明いたします。

この後、連合審査会がございますので、歳入歳出とも、款と金額を朗読いたします。

予算書の2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算、歳入です。1款町税、8億884万8,000円。2款地方譲与税、3,780万円。3款利子割交付金、40万円。4款、配当割交付金、370万円。5款株式等譲渡所得割交付金、360万円。6款法人事業税交付金、800万円。7款地方消費税交付金、1億8,000万円。8款、環境性能割交付金、320万円。9款、地方特例交付金、180万円。10款、地方交付税、23億8,300万円。11款、交通安全対策特別交付金、56万円。12款、分担金及び負担金、3,991万3,000円。13款、使用料及び手数料、4,110万1,000円。14款、国庫支出金6億8,696万4,000円。15款、県支出金、2億8,201万8,000円。

16款、財産収入、1,333万8,000円。17款、寄附金、10億5,000万円。18款、繰入金、12億9,029万円。19款、繰越金、1億円。

4ページをお願いします。20款、諸収入、9,156万3,000円。21款、町債、2億3,790万円。歳入合計、72億1,400万円。

5ページをお願いします。歳出です。1款、議会費、5,926万9,000円。2款、総務費、9億5,655万6,000円。3款、民生費、9億9,249万7,000円。4款、衛生費、6億3,349万7,000円。5款、農林水産業費、2億669万6,000円。6款、商工費、9億9,715万1,000円。

6ページをお願いします。7款、土木費、2億4,602万4,000円。8款、消防費、8億2,654万1,000円。9款、教育費、6億632万1,000円。10款、災害復旧費、6,400万2,000円。11款、公債費、5億5,318万5,000円。12款、諸支出金、10億6,526万1,000円、13款、予備費、700万円、歳出合計、72億1,400万円。

8ページをお願いします。第2表、地方債になります。起債の目的、限度額について朗読させていただきます。過疎対策事業債1億840万円。旧合併特例事業債9,650万円。臨時財政対策債、3,300万円。計2億3,790万円。利子償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前 4時11分

再開 午前 4時13分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） それでは、続きまして議案第19号、令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の140ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、款と金額を朗読させていただきます。1款、国民健康保険税、1億3,300万6,000円。2款、一部負担金、2,000円。失礼しました4,000円。3款使用料及び手数料、3万円。4款、国庫支出金、2万6,000円。5款県支出金、9億5,900万5,000円。6款、財産収入、10万円。7款、繰入金、1億5,401万7,000円。8款繰越金1,000円。9款、諸収入、1,081万1,000円。歳入合計、12億5,700万円。

続いて141ページ、歳出になります。1款総務費、2,821万円。2款保険給付費、9億4,517万3,000円。3款、国民健康保険事業費納付金、2億4,762万8,000円。4款、共同事業拠出金、1,000円。5款、保健事業費、2,102万4,000円。6款、基金積立金、60万1,000円。7款、公債費、1,000円。8款、諸支出金、1,222万円。

142ページをお願いします。8款、諸支出金、1,172万円。9款予備費、214万2,000円。歳出合計12億5,700万円です。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 続いて、議案第20号、令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

予算書の168ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、歳入です。款と金額を、朗読させていただきます。1款、後期高齢者医療保険料、1億1,935万2,000円。2款、使用料及び手数料、4,000円。3款、繰入金、1億8,540万8,000円。4款、繰越金1,000円。5款、諸収入、33万5,000円。歳入合計、3億510万円。

169ページをお願いいたします。歳出。1款、総務費、264万7,000円。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、3億200万8,000円。3款、諸支出金、33万1,000円。4款、予備費、11万4,000円。歳出合計3億510万円。です。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 続きまして、議案第21号、令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。

予算書の178ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、歳入です。款と金額を朗読させていただきます。1款、保険料、2億6,120万円。2款、使用料及び手数料、1万円、3款、国庫支出金、3億29万9,000円。4款、支払い基金交付金、3億3,038万6,000円。5款、県支出金、1億8,457万4,000円。6款、繰入金、2億1,535万円。7款、繰越金1,000円。8款、諸収入、18万円。歳入合計、12億9,200万円です。

続いて179ページをお願いします。歳出です。1款総務費、3,750万円。2款、保険給付費、11億9,296万2,000円。3款、財政安定化基金拠出金、2,000円。4款、相互財政安定化事業負担金1,000円。5款、地域支援事業費、5,934万8,000円。6款、基金積立金1,000円。7款、公債費、1,000円。8款、諸支出金、51万4,000円。

180ページをお願いします。9款、予備費167万1,000円。歳出合計、12億9,200万円です。以上です。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 続きまして、議案第22号、令和5年度西伊豆町サンセット

コイン事業特別会計予算について、説明をいたします。

歳入歳出とも款と金額を朗読をいたします。予算書の208ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。1款、国庫支出金、1,000万円。2款、財産収入、1,000円。3款、繰入金1億1,330万9,000円。4款諸収入8億5,169万円。歳入合計9億7,500万円でございます。

続きまして、209ページをお願いいたします。歳出です。1款、総務費、280万6,000円。2款、事業費9億7,219万3,000円。3款、諸支出金、1,000円。歳出合計9億7,500万円でございます。以上です。

○議長（山田厚司君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。それでは、議案第23号、令和5年度に西伊豆町水道事業会計予算について説明させていただきます。

219ページをお願いします。令和5年度に西伊豆町水道事業会計予算実施計画です。款のみ読み上げさせていただきます。収益的収入及び支出の収入です。1款、水道事業収益、2億1,047万4,000円、220ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出です。1款、水道事業費用、2億378万6,000円でございます。

221ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。1款、資本的収入2,000円、222ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出、1款、資本的支出、5,981万1,000円でございます。

○企業課長（村松圭吾君） 引き続きまして、議案第24号、令和5年度西伊豆町温泉事業会計予算について説明させていただきます。

259ページをお願いします。令和5年度に西伊豆町温泉事業会計予算実施計画です。こちらにも款のみ読み上げます。収益的収入及び支出の収入、1款、温泉事業収益、9,506万2,000円、

260ページをお願いします。収益的収入及び支出の、支出、1款温泉事業費用、8,789万1,000円でございます。

261ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。1款、資本的収入2,000円、262ページをお願いします。資本的収入及び支出の、支出です。1款、資本的支出、4,551万1,000円でございます。以上温泉会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

詳細についての質疑は、予算審査会が、この後予定されておりますので、大綱質疑といたします。

最初に、議案第18号。令和5年度西伊豆町一般会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

よろしいですか。はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第19号、令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第20号、令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第21号、令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第22号、令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、令和5年度に西伊豆町水道事業会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第24号、令和5年度西伊豆町温泉事業会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、予算の大綱質疑を終わります。

お諮りします。

議案第18号から議案第24号までの7会計の審査については、会議規則第39条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号令和5年度に西伊豆町一般会計予算、

議案第19号、令和5年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算、

議案第20号、令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第21号、令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算までの4会計については、第1常任委員会に。

議案第22号、令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算。

議案第23号、令和5年度に西伊豆町水道事業会計予算。

議案第24号、令和5年度西伊豆町温泉事業会計予算の3会計については、第2常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

◎休会の宣言

○議長（山田厚司君） お諮りします。

予算、委員会審査の等のため、3月10日から3月16日までの7日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって3月10日から3月16日までの7日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（山田厚司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

皆さんご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分